

参議院法務委員会議録第九号

(一六六)

第一百八十六回
午前十時開会

平成二十六年四月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任

山下 雄平君

補欠選任

島尻 安伊子君

四月九日
辞任
山下 雄平君
島尻 安伊子君
補欠選任
山下 雄平君
島尻 安伊子君

補欠選任

吉川 ゆうみ君

石井 浩郎君
吉川 ゆうみ君

石井 浩郎君

事務局側
常任委員会専門
政府参考人

内閣府政策統括
官内閣府男女共同
参画局長

警察庁生活安全
局長

法務大臣官房司
法法務制部長

法務省民事局長
法務省刑事局長

法務省矯正局長
法務省保護局長

外務大臣官房参
事官厚生労働大臣官
房審議官

柳本 卓治君
吉川 ゆうみ君
吉田 博美君
佐々木さやか君
行田 邦子君
仁比 聰平君

石井 満一君
石井 浩郎君
溝手 顕正君
宮沢 洋一君
柳本 卓治君
前川 清成君
江田 五月君
前川 清成君
佐々木さやか君
行田 邦子君
仁比 聰平君

井上 源三君
佐村 知子君
辻 義之君
小川 秀樹君
深山 卓也君
林 真琴君
西田 博君
齊藤 雄彦君
山田 滌雄君
鈴木 俊彦君

谷 勝子君
慶子君
谷垣 賢一君
奥野 信亮君
平口 洋君
岡 健太郎君
櫻原 利明君

○委員長の異動についてお詫びいたします。

○理事の補欠選任についてお詫びいたします。

○少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会

を開会いたします。
理事の補欠選任についてお詫びいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に山下雄平君を指名いたします。

○委員長(荒木清寛君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお詫びいたします。

少年法の一部を改正する法律案の審査のため、
本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務省刑
事局長林眞琴君外九名を政府参考人として出席を
求め、その説明を聴取することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

○委員長(荒木清寛君) 少年法の一部を改正する
法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。三週
間ぶりに質問に立たせていただきます。よろしく
お願いいたします。

少年法の改訂案の具体的な中身に入っていく前
に、少年法の成り立ちそのものについて少しお伺

いさせていただければと思います。

今の現行法の規定であつても、またこの改正案
であつたとしても、少年法では少年が罪を犯して
刑事処分される場合の量刑は成人よりも軽くなっ
ている。そういう法体系になつておりますが、
そもそも未成年をそういう扱いをしている理由と
いうのをお聞かせください。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法におきまして少
年の刑を成人に比して緩和している理由でござい
ますけれども、少年は、一般に心身が未成熟でま
た人格形成過程にある、そのことから極めて可塑
性に富んで、悪に染まりやすい反面で、教育によ
る改善更生の効果がより期待されるという特性を
有しております。

そこで、少年法におきましては、少年について
刑事処分が相当であるといたしましても、成人に
対する刑に比しては教育を重視した刑を科すこと
が相当であり、また年少者に対する社会の寛容も
期待できることから、少年に対する刑の制度は成
人に比して緩和されているものと考えられます。

○山下雄平君 少年は成人に比べて未熟ゆえに更
生の余地が大きいということが趣旨だと思いま
す。

ただ、今回の少年法改訂案の報道をめぐつて
は、量刑の上限が引き上げられるということが
度々報じられております。こうした報道を目にさ
れている国民の中には、少年の犯罪がもしかした
ら増えているんじゃないか、若しくは少年の犯罪
が凶悪化しているんじゃないか、だからこうした
法改訂が必要になつてきたんじゃないかと推察さ
れている方がいらっしゃるかもしれません。

前回の委員会では、前川委員は、罪を考えるに
当たっては統計は無意味だと指摘されておられま
した。確かにそういう面もあるのかなと思いま
す。しかし、国民の中には、特に少年犯罪にはふ

だんは余り関わりのない方の中には、少年犯罪の
こうした例えは増えているだつたり凶悪化してい
るような統計があるからこうした法改正をするの
かなというふうに認識されている方もいらっしゃ
るかも知れない、そう想像します。

に対しては成人以上に教育的な処遇が必要、有効だということで、少年法独自の観点からの検討が不可欠だったために、当時は少年法には手を付けなかつたというような趣旨の答弁をされておりま

ましては一定の割合で緩和が必要だという話がありました。じゃ、どのくらいの割合が正しいのか。つまりは、罪に見合う刑というのはどういうものかというの非常に難しい問題だと思います。さきの臨時国会でも自動車運転の法律があつたとき

更生を目的としているはずの服役が長くなってしまうと、逆に再犯の可能性が高くなってしまふ、そうしたことが起こり得るのでしょうか。その件について御認識をお聞かせいただきたいと思います。

実際のところ、未だ年の刑法犯の推移はどうなつてゐるのでしょうか。また、殺人などの凶悪犯の推移はどのようになつてゐるのでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 近年の少年の刑法犯の検挙人員について見ますと、昭和五十九年以降平成七年まで、これは減少傾向にありました。その後、若干の増減を経て、平成の十三年以降増加しておりますけれども、平成十六年からは減少しております。一定の少年人口当たりの検挙人員の

例は依然として残るが、現行法の規定の差が問題で、改正後の差は妥当だ、そういうふうに認識されている理由をお聞かせください。

比率为二で見ましても 同様に平成十六年から低下しているものであります。

一方、重大犯罪における少年の検挙人員について見ますと、まず強盗について見ますと、平成十五年をピークでございましたが、おおむねその後減少傾向にあることが言えます。また、殺人につきましては近年においても顕著な増減の傾向は見られないものでございます。個別の凶悪重大犯、少年による凶悪重大犯というものは相当発生しておりますが、全体としては減少傾向にあると考えております。

○山下雄平君 少年の刑法犯は増えていない、む

しろ減らしているというような話をあつたと思いま
す。つまり、社会情勢や少年犯罪の様相が変化し
てきたから今回の改正案が出てきたということであ
はないということだらうと思います。

今回の少年法の改正案の趣旨は、有期刑や不定刑の上限を引き上げるということでも柱だと思いります。ただ、二〇〇四年の刑法の改正のときには成人の有期刑の上限が引き上げられました。この際は少年法には手を付けなかつたわけです。その理由について、衆議院での委員会でも議論がなされておりました。法務省側からは、そのときに少年法に手を付けなかつた理由としては、少年といふのは、可塑性に富み教育可能性のより高い少年

○山下雄平君

法務省側から、いわゆる少年に關

要があると考えます。

な御懸念は必ずしも当たらないのではないかと私

魔晄炉といふよなた言い方をされて、いるんだ
うと思います。乱暴な言い方をすると、性善説
に立つか性悪説に立つかということでも受け取
り方は違うんじやないかというふうに感じてい
ます。また、被害者の側に立つて見るのが若しく
は加害者の側に立つて見るとかによつても受け止
め方というのは非常に異なるんだと思います。
火曜日の委員会の参考人質疑でも、自分の息子
さんを殺害された被害者家族の方が、適正な罰と
いうのは極刑しかないと、極刑でも納得できな
い、許されないと言われておりました。被害者家
族の方が犯罪少年に重い罪を科すべきだと、そろ
うかと思つてゐるところです。

ことになる可能性、今までには無期との間に相当差がありましたから、その間、今までではない、中間領域と申していいのかどうか分かりませんが、そういう刑に服する方も、少年も出てくると、こういうことですね。

そこで、そういう長期にわたって受刑することとなる者の社会復帰あるいは再犯防止については、結局のところ、その刑事施設における教育処遇というものが大事になつてくる、どれだけきちんとされているかということになつてくると思いません。

一方で、少年の場合というのは、応報感情だけでは量刑を判断していいのかなという思いもなくはありません。今回の改正に慎重な意見を言われる識者の中には、今回の改正により上限が引き上げられることによって、少年によっては社会で暮らした時間と刑務所での時間がほぼ同じになる場合があると、心身の成長が著しい時期に社会から隔離されれば、服役後の社会適応が難しくなり、再び犯罪者になるおそれは大きいと主張される方もあるいらっしゃいます。少年法を改正していくに当たっては、こうした懸念も丁寧に払拭していく必要があると考えます。

ます そこで 少年受刑者に対しては 教育的働きかけが行われて社会復帰に資するためのプログラムが用意されるなど、少年の更生のための処遇を今努めているところなんですね。それに加えまして、受刑者が二十六歳に達した後は少年刑務所から成人の刑務所に移設されることになります。そこで一般的の成人の受刑者と同様に、引き続いてその者の問題性に応じた処遇プログラム、職業訓練を実施していくということになります。

そういったことから、長期受刑によって、いろんな場合があり得ると思いますが、少年の健全養成、社会復帰が害され再犯が増えというような懸念は必ずしも当たらないのではないかと私は

数の共犯者による恐喝や傷害事件において、少年が非行事實を否認しておつて、少年の供述、また他の共犯者の供述、あるいは被害者の供述などそれぞれ異なつてゐるなど、こういつた供述の吟味等に非常に慎重を要するような事件ということが挙げられます。また、あるいは自動車運転による過失運転致死事件などにつきましては、少年が事故態様を争つていて、なおその過失の内容について慎重な事實認定を要する事件、こういつたものが国選付添人が選任される一つの例かと思います。

これは事實認定の適正という觀点からの点でございますが、他方で、環境調整が必要な事件、事案といふのもございます。

例えば、傷害事犯においては、少年は事實関係を認めていて、被害者に対する損害賠償の意向も直接面会して話し合うということは困難なもの、示している。また被害者側も損害賠償を受ける意思はあるものの、被害の内容や被害者の心身の状態等に照らしますと、少年あるいはその保護者が直接面会して話し合うということは困難なもの、これを国選付添人が代わって行うと、こういつたよう形。あるいは、暴力団組織に所属している少年が組織との関係で窃盗、恐喝などの非行を行つた事案について、少年が非行事實を認めていて、その暴力団組織から脱退することを望んでいるものの、少年や保護者が自らその組織と交渉して、また組織から脱退することを進めているところだと思います。

○山下雄平君 今回の改正案では、付添人制度の対象拡大だけではなく、少年審判に検察官が関与する対象の事件の拡大も盛り込まれています。付添人と併せて検察官闇と制度の対象事件を拡大した理由についてお聞かせください。

○政府参考人(林眞琴君) まず、検察官闇と制度ののみが関与する手続で行われることについて、例えば裁判所と少年側とが対峙する状況があり得

ることや、被害者の側から見ると少年側の言い分だけが聞かれているのではないかという不信の念が見られたこと、こういつたことを踏まえまして、被害者を始めとする国民の信頼を確保するなどの觀点から、事實認定の一層の適正化を図るたために、検察官そしてまた弁護士の付添人、こういった双方が審判に参加する制度として平成十二年の改正で導入されたものでございます。

その上で、仮に検察官闇と制度の対象でない事件にまで国費による弁護士付添人の選任を認めることといたしますと、個別の事件において、少年によりその非行事實の存在が争われても検察官の閑与が不可能というようなことになりますと、それが不可能となりますと、今申し上げた平成十二年改正の趣旨に沿わないものと言わざるを得ず、また、被害者を始めとする国民の理解や納得を得られるかも示しています。

そこで、今回の法改正においては、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大するのと併せまして、検察官闇と制度の対象事件の範囲も拡大して、これを同じとする」といひました。

○山下雄平君 以上で終わります。ありがとうございました。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川です。

今回の少年法改正案、国選付添人の範囲を広げるというところは賛成なんですが、それと抱き合はれて、検察官闇と制度の拡大、あるいは刑のいわゆる厳罰化というのがありますと、気持ちよく全部賛成とはいえないのが立場でありまして、衆議院におきましては、この厳罰化の部分を除外した修正案を出したという状況でもあるわけでござります。そうした観点から、まずこの刑の厳罰化、刑の引上げがそもそも必要なのかという観点から、大臣あるいは関係省庁等に質問させていただきたいと思います。

まず、今回、厳罰化じゃないか、法務省の方は

すけれども、成人の刑が有期刑が懲役二十年であ

る、少年の場合にはこれまで懲役十年である。つまり、少年の刑は成人の刑に比べて軽い、数字的に言えば二十年と十年で半分だということになつておるんですが、そもそもどうしてこの少年の刑が軽いのかということを考えますと、少年には、いわゆる保護主義ですね。つまり、先ほど委員がおっしゃったように、まだ人格が形成途上でほど染まっていないとか、少年だからということでは社会の見方も少し宥恕的なものがある、あるいはまだ人格が形成途上であるから責任が軽いとか、そうした状況の様々な理由で少年は成人より刑法が軽いというふうに理由付けられておるわけです。

それで、じゃ、この成人の刑と少年の刑とが、少年の刑が軽くなっている。これがどういう関係にあるのかということで考えまして、私ちょっといろいろ疑問に思つたんで、大臣ともちよつと議論させていただきたいんですけども、すなわち、成人の刑が懲役二十年、一方、少年の刑が懲役十年ということは、要するに、少年の刑事責任は成人の刑事責任の半分と評価していることな

かと。 例えて言えば、電車の運賃、大人の電車運賃が五百円なら子供は二百五十円、大人の電車運賃が百円なら子供は五十円というのが言わば子供は大人の半分という理論ですよね。そういう考え方でそもそも成人は懲役が二十年、少年は懲役が十年といふふうになつて、いや、元々刑は同じなんだよ。ただ、少年も本来刑は同じなんだよ。だから、十年まではうつと成人も少年も同じなんだよ。ただ、少年はまだ若いから、十年を超える刑はかわいそうだから十年で少年は打ち止めと。十年までは成人も少年と同じ、十年は超えるのはかわいそうだからそこで打ち止めにすると。成人は打ち止めにならないと。こんな考え方でいくのか。

どうもこの基本的なところ、なぜ少年の刑が成人的刑よりも軽いのかということの基本的なところをちよつとお考えをお示しいただきたいんでございますが。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今の小川委員のお問い合わせに私は十分答えられるかどうか分からんのですが、私どもが今までこういう少年法の考え方の背景にあるものというふうにして考えてきたのは、いわゆる保護主義ですね。つまり、先ほど委員がおっしゃったように、まだ人格が形成途上である、いわゆる可塑性があるといいますか、だから、悪いことにも染まりやすいけれども、悪いことにも染まつた後も、何というんでしようか、元に戻るということも、良い方に戻っていくということもフレキシビリティーがあるんだと。だから、そのフレキシビリティーに合わせていろいろな遭遇をしていこうというものが少年法の背景にある考え方だというふうに私どもは先輩方に教えられ、なるほどそういうものかと思つてきましたわけです。そこで、今、小川先生は大人の半分というようなお考えを示されました。確かに今まででいえば、二十年、十年といえども、そうかもしませんが、必ずしも、だから、そういう考えで成り立つていたというのではなく、私はやはり先ほどのような可塑性とか、悪にも染まりやすいけど、その後、元にも戻りやすいといふふうに考えております。

○小川敏夫君 子供が大人の半分というのは、そういう見方をできるということを披瀝したわけで、私がそう考えているということではあります。が、ただ、そういう要素もあるのかなという程度でございます。

と、いうのは、法務省のこれまでの説明ですと、徴役が十年と、その上は無期だと。そうすると、徴役十年では適正な刑が科せられない、もつと重いけど無期には至らないというものがあるんだと。だから、それに応えるために十年を超えると思われるものについては適正な刑罰ができるよう十五年まで上げると。だから、厳罰化じゃないので、適正な刑罰の範囲を広げるという説明が法務省の説明だと思うんですね。

それで、私は、果たしてそれだけの説明でいいのかなど。やっぱり、単純な言い方をして、

大人が二十年で子供が十年だったと、だから子供は大人の半分だったと。こういう基本で、そもそもも子供は大人よりも何割か刑が軽いんだと。こういう発想で考え方の論理を取りますと、十五年になりますと、少年は大人の半分じゃなくて大人の七割五分になるわけです。そうすると、これまでも大人が十年なら少年は五年というものが、大人が十年に匹敵する刑をやつた少年は七年半になるんじやないかと。

ですから、上限が上がるということは、法務省

ですから、上限が上がるということは、法務省が言つてゐるよう、これまでの上限の十年を超える部分にだけ対応するために上げるといふんじやなくて、上限上げるということは、結局、科刑そのものの、少年の刑の科刑が大人との、成人の刑との比較で全体が底上げされるんじやないか、という懸念を持つております。だから、結局はそれは厳罰化になるんじやないかと、こういうふうに思つておるわけです。

まあ大人は子供の何割と言わなくとも、刑の最高刑が、最高が上がればそれに伴つて全体が上がりうるというの、が私はこれまでの刑の実際の科刑状況だと思うんですね。ですから、そういうふた面で、

これはやはり、ただ単にその十年を超える部分の埋めるという部分だけじゃなくて、結局は少年の刑の全体の厳罰化に結び付くんではないかという懸念を私は抱いておるんですが、この点はいかがでございましょうか。

○國務大臣（谷垣禎一君）　委員の、二分の一とかどうかは別としまして、確かに、少年に対しても世間の非難感情も成人の場合に比べると弱いという部分は現実にあるだろうと思いますね。まだ子供なんだからという感じがないわけではないと思います。

しかし、今回の改正は、もう小川委員がよく御承知のように、私どもは、何といふんでしようか、今までの半分から更に上げようという感覚で、こういう今回のような改正を考えたわけではございませんで、やはり無期の後は十年であるといふのはいかにも乖離があり過ぎるということで、裁

判実務の面でもそういった批判が出てまいりましたので、そこをもう少しフレキシブルにする必要があるのではないか。やはりその前提として、少年の場合であつても、行為と刑との間に均衡が取れるものである必要がやはりあるのではないかという考え方があつたことは事実でございますが、今回はその間を、今のような闇を埋めようということが主たる考え方でございまして、全体を重くしようということを考えてやつておられるわけではございません。

○小川敏夫君 ただ、刑の間を埋めるということだけでなくて、今回、無期懲役で処断するに、これを有期刑にするときには、これまで最長十五年だったものを二十年に引き上げるわけですね。これはもう明らかに厳罰化じゃないんでしょうか。

○國務大臣（谷垣禎一君）いや、そこは必ずしも私はそのようには考えておりません。

○小川敏夫君 だって、無期ですよ、無期に相当する刑を処斷するときに、これまでは最長十五年だったというのを今度は最長二十年に上げるわけですから。ですから、無期に相当するというの

同じですね。ただ、それに対する処断刑の範開拓を引き上げるんだから、私は厳罰化だと思うんですけどね。これが厳罰化と言ふか言わないか、余り言葉のやり取りしてもしようがないけれども、今回の改正にはやはりそうした厳罰化の部分があるんじゃないかというふうに、じや指摘させていただきます。

私ども、この厳罰化あるいは厳罰化の面が十分にあるということで反対させていただいたんですけど、そもそも刑を引き上げるだけの今必要性があるのかどうかということも疑問に感じております。

それで、まず刑罰というのは、そもそも刑の本質は何かと。応報であると。あるいは被害者の報復感情を被害者に代わって国が刑罰、刑を科すんだとかいうこともありますけれども、もちろん犯罪者を教育して社会に送り返すということもあります。

ますし、あるいは刑を科すことによって一般的に予防するんだというような様々な刑罰の本質に対する考え方がありますが、現在の犯罪の状況が刑法を引き上げなければならないような状況なのかどうかということも少し見てみたいと思いますが、先ほど山下委員の質問でも概略的なところがございました。

それで、警察庁の方にお尋ねするんですが、殺人、強盗、放火、強姦を含めて凶悪犯と言つてありますが、この事件の推移は減少傾向にあると同時に

○政府参考人(辻義之君) お答えいたします。
刑法犯少年、これは刑法犯で検挙されました十四歳以上の少年でございますけれども、その検挙人員は、二十年前の平成六年には十三万一千二百六十八人、その後十年間若干の増減を経て、平成十六年以降は十年連続で減少しており、平成十五年は五万六千四百六十九人と、二十年前の半数以下にまで減少しております。

お尋ねの凶悪犯あるいは粗暴犯全体の検挙人員も、二十年前に比べますとおむね半減しておりますが、この事件の推移は減少傾向にあると申しますが、その状況について御説明いただけますか。

ますけれども、最近では減少基調に下げ止まりが見られ、特に殺人に関しましては、この十年間を見ましてもほぼ横ばいの状況が続いているというような状況でございます。

○小川敏夫君 例え殺人が、平成十年、十一年が百十五人、百十人と、一方、平成二十四年、十五年は四十六人、五十二人ということで、ほぼ半数になつておるわけです。少年法がその間、厳罰化の方向で改正されしておりますが、これ、少年法が厳罰化になつたから少年の非行、犯行が減つたのかなと思うと、成人の方も減つていますの

で、決して少年法が厳罰化したからとは思わないんですけれども、このように少年の犯行そのものが非常に減っている。例えば少年犯罪でよくあるパターン、金を脅し取るという恐喝、これなどは、平成十年、十一年、十二年頃は六千件前後なんだけれども、平成二十五年は八百八十一件とい

うふうに激減しておるわけです。
こういうふうに少年による非行や犯罪が減少しているという状況の中で、こうした少年の刑を引き上げるという必要性があつたのかなど、むしろ、ないんではないか、ない、あるいは乏しいんではないかといふうに思うんですが、こら辺の観点はいかがでしようか。これは法務大臣が法務省に。

○政府参考人（林眞琴君） 今回の改正自体が、少年犯罪の凶悪化であるとかその犯罪が増えていく

年犯罪の凶悪化であるとかその犯罪が増えていく、そういうことに対処するものではないといふものでござります。

その中で、少年の刑の、今回、例えば不定期刑の上限でありますとかあるいは無期の緩和刑の上限を上げておるわけでござりますけれども、それについては、これまでの間の運用状況の中で、實際の裁判で量刑をするのに当たつて支障がある部分があると、そういう個別の事件に対して適正な量刑をするときにそれを図ることができない、そういうふたところを一方では正するために今回の上限の引上げというものをしておるわけでござい

他方で、全体としてそういうた科刑を引き上げるといふことではないのは、例えば、先ほど無期懲役の緩和刑の上限の引上げという点がありまして、その点については確かにそれを引き上げておるわけでござりますから厳しい刑を科す方向に進んでおるわけですが、その場合でも、その場合の下限についても、今は引き上げておりませんので、ある意味において、全体としての、同じような事案に対する、どのような厳しい評価をするのかといふ観点でいきますと、必ずしも少年犯罪自体、事案に対して一律に厳しい評価の方を目指して改正

をするものではないということでございます。
○小川敏夫君　あと、実際に科刑の状況です。法務省の説明ですと、要するに、実際の刑の適用に当たつて実情にそぐわないのがあると。要するに、十年を超えた刑を科すのがふさわしい案件であるのに、上限が十年であるから十年しか科せら

れない、そういうケースがあるからだというのが説明だと思います。

それで、では実際の少年のこの不定期刑の科刑状況というものを少し数で調べてみました。司法法制部の方の資料によりますと、長期が九年六月を超える、それから短期が四年六月を超える、要するに上限若しくは上限に限りなく近い刑だと思いますけれども、これは平成二十四年には僅か四件なんですね。不定期刑を科した全体の中では、割合としては一〇・三%であると。

そうすると、長い年月の間には、十年では軽過ぎる、もっと重い刑を科すべきだという件が、それは理論的にはあり得るかもしれないし、しかし一方で、少年については悪質な件については無期懲役があるのですから、無期懲役刑を、これを有期刑に処断して、十五年までは今の法律の範囲でできるわけですから。

そうすると、法務省が言われるほど、いや、実際に科刑の段階で適正な刑が科せられない、もうこれは社会の正義に反するというような状況が続出して困っているというような状況ではないのではないかと。むしろ、頭の中の体操で考えた中でそういう例があり得るんじゃないのかと。あるいは、何年かに一件あったのかもしれないけれども、そうした実際には数少ない例、あるいはこれからも数少なくしか起こり得る可能性がないような件を、件数を特に強調して刑を引き上げているのではないかというふうに思われるんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 今回の改正でございま

すが、量的な問題は別といたしましても、個別の事件で、やはり少年の事件、少年の犯した行為、罪に対して適正な刑を科すという、この刑とその罪との均衡というのは必要でございますので、それを果たすために、ややこれまでの現行法によりますと量刑上支障を来す例があるので、そこに手当てをするということでござります。

他方で、今回、例えれば不定期刑の長期の上限が

引き上げられたわけでございますが、あくまでも

長期についてはその処断刑の中で定められることで、いわゆる長期という観点で見ますと、長期の幅というのは、一番その下限については全く今回引き上げていないわけでございます。そういったことからも、やはりこれまでの長期の上限にやや超えるべき刑を科す必要があるような事案に対して対処ができるようにするための改正であります。

○小川敏夫君 余り押し問答してもしようがありませんけれども、非常に数少ない例を取り上げて上限を引き上げた結果、少年の刑全体が、上限が上がったことに引きずられて結局は少年に対する刑の全体が上がってしまうのではないか、厳罰化してしまってはいけないかというふうに懸念を持つておりますので、そうした懸念からいろいろな質問させていただいたわけでありますので、そうではないんだということになりますので、そうではないんだという趣旨を、これは非司法関係者に十分周知させていただきたいというふうに思います。

では、別の観点の質問をいたします。

やはり、少年を非行に走らせる前に、そうした

ことはないようないいことが一番だというふうに思います。先ほど警察庁にお尋ねしました、少年の犯罪が減っているということになりますが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、法務大臣にお尋ねいたしますが、今回、国選付添人の対象に虞犯少年に対する審判事

件が含まれておりません。この虞犯というのまさに少年に特有な案件でして、犯罪は犯していないけれどもそれを起こすおそれがあるという少年

に、保護してこれを矯正するということでありま

すけれども、中には、どうしてもこれは犯罪立件できないから、しようがない、こんなのは虞犯で送つてしまえなんということがあつてはいけない

わけでして、これはやはりあくまでも少年を犯罪に走らせる前に健全に育成するということの趣旨であると思われますが、そうした意味で、それが間違った使われ方がないように、私はこの面についても付添人を付するということを考えてもいいのではないかと思うんですですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○前川清成君 おはようございます。前川清成でございます。どうぞよろしくお願いします。

まず最初に、大臣にお尋ねをしたいと思いますが、今度の少年法の一部改正案の趣旨説明、そこには、少年審判において適切な事実認定が行われる、そのことが重要でありますと、こういうふうに書かれています。私もそのとおりだろうと思いますし、これは重要という程度の日本語なのかも。少年に限らず、あるいは成人の刑事案件においても、適切な事実認定が行われるということは刑事手続の正義そのものに関わってくると、だから、重要というよりも、むしろ必須の前提条件ではないのかなと、こういうふうに考えております。

その点で、大変残念なことがまたしても起つたわけですから、三月二十七日、静岡地裁が

会づくりを全国警察挙げて推進をしているところでございます。

この結果、非行を繰り返し、不登校でありますた中学生が、将来の目標を持ち、在籍する中学校に登校するようになり、希望する専門学校への合格を果たしたなどの成果が見られるところであり、今後ともこのような取組を進めてまいりたいというふうに考えていくところでござります。

○小川敏夫君 是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、法務大臣にお尋ねいたしますが、今

回、国選付添人の対象に虞犯少年に対する審判事

件が含まれておりません。この虞犯というのまさに少年に特有な案件でして、犯罪は犯していないけれどもそれを起こすおそれがあるという少年

に、保護してこれを矯正するということでありま

すけれども、中には、どうしてもこれは犯罪立件

できないから、しようがない、こんなのは虞犯で

送つてしまえなんということがあつてはいけない

わけでして、これはやはりあくまでも少年を犯罪に走らせる前に健全に育成するということの趣旨であると思われますが、そうした意味で、それが間違った使われ方がないように、私はこの面についても付添人を付するということを考えてもいい

のではないかと思うんですですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 虞犯、最初に平仮名で

ぐと書いて犯と書いてあるとなかなか意味が分からぬといふ言葉でござりますが、これは、委員がおっしゃるように、国選付添人制度の対象事件の範囲とはされていないわけでございますね。これ

は、犯罪に結び付くような問題があつて非常に要保護性は高いと、しかし犯罪に至らないような少年に係る事件でございまして、それ 자체は、罪を犯した少年と比較すると社会的に見て軽微と言つてはなにかもしませんが、罪を犯した少年に比べると高いとは言えないということがあります。

それで、虞犯少年は、家裁係属前の捜査手続におきまして身柄を拘束されることはありません。したがつて、被疑者国選弁護段階との継続的な活動を保障できないことから生じる不都合、国選付添人制度にはそういう面がございましたが、虞犯少年の場合にはそういう不都合をカバーするという必要性はないわけであります。

他方、現下の厳しい財政状況の下で国民の理解と納得を得るために、相応の予算措置を伴う国選付添人制度の範囲を拡大する必要性をこれは説明していくべきやならないわけですが、多額の国費を支出して観護措置をとられた少年の全ての事件についてまでその範囲を拡大していく必要性はいまだ十分とは言えないのではないかと、こういふふうに考えております。

○前川清成君 おはようございます。前川清成でございます。どうぞよろしくお願いします。

まず最初に、大臣にお尋ねをしたいと思いますが、今度の少年法の一部改正案の趣旨説明、そこには、少年審判において適切な事実認定が行われる、そのことが重要でありますと、こういうふうに書かれています。私もそのとおりだろうと思いますし、これは重要という程度の日本語なのかも。少年に限らず、あるいは成人の刑事案件においても、適切な事実認定が行われるということは刑事手続の正義そのものに関わってくると、だから、重要というよりも、むしろ必須の前提条件ではないのかなと、こういうふうに考えております。

その点で、大変残念なことがまたしても起つたわけですから、三月二十七日、静岡地裁が

袴田巖さんに対する再審開始決定をいたしました。その際に、有罪判決の決め手となつた、犯行時、袴田さんが着ていたときのシャツについても、こんなふうな表現も出ております。

適切な事実認定に重要な役割を果たすべき捜査機関が、もしかしたら死刑囚をでっち上げていたかもしれませんと、こういうことになると、私は刑事手続の正義そのものが失われてしまうという危惧を持つております。

つきましては、この袴田事件に対してどのように現時点でお考えになつておられるのか、とりわけ、この着衣の捏造というふうに指摘された点についてどのようにお考えになつておられるのか、大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今委員御指摘の袴田事件については、今年三月二十七日に静岡地裁が再

審開始決定を出しまして、三月三十一日に静岡地検が同決定に対する即時抗告の申立てをしたことについても、私からその評価をすることは差し控えています。

○前川清成君 大臣、私が今お尋ねしたのは、その着衣を証拠法上どう評価しますかという意味ではありません。もしも捜査機関において決め手となる証拠が捏造されていたとしたら大問題ですよねといふお尋ねであります。

○國務大臣(谷垣禎一君) そういう前提で話しておられますのが、まさにこれはこれから再審開始決

定の問題について静岡地裁で審判されるわけでございまますから、私からその問題について触れるのは差し控えようと思います。

○前川清成君 それでは、私もこの程度にいたし

治がリーダーシップを示さないと、これは全て個別具体的なことだから、あとは検察官、裁判所に任せしますというのいかがかなというふうに思います。

その上で、今回、適切な事実認定のために検察官の関与対象を広げると、こういうことであります

が、平成十二年の改正のときに議論されましたことは、要するに保護、少年の保護という点は非常に

今までの少年法で理念も明確であつたわけです

が、事実認定で少し甘かったところがあるんじや

ないかという反省の下に平成十二年改正が認められましたと、このように理解をしております。

そして、そこで検察官関与制度が設けられた趣旨は、少年審判において、事件の真相を解明して

非行事実を的確に認定すると、非行のない少年を

過つて処分することのないようにするという観点

からはもちろんのこと、非行のある少年に対して

適切な保護を施し、その健全な育成を図るという

観点から最も基本的な点でありますから、非行

事実の認定上問題がある一定の事件については、

少年側以外の公益的見地からの視点による証拠の

収集、吟味を加えていくと、これも踏まえて家庭

裁判所が事実認定を行うことが適当である

と。

それから、少年側が証拠と矛盾する主張をして

いるような場合、裁判官は真相を発見するために

少年に矛盾点を問いたださざるを得ないという局

面が出てくると思いますが、他方で、これによ

り、あたかも裁判官が少年と対峙するかのような

状況が生じかねない。そうすると、少年が、自分

は裁判官から信用されていないのではないかとい

う不信の念を抱かせて、少年審判のいわゆる教育

的機能と乖離してしまうという点が考えられる。

そこで、裁判官と少年との対峙状況を回避させる

○前川清成君 その真実の発見に検察官が関与し

必要性というものも考えておかなければならぬというのをもう一点でございます。

それから、これは平成十二年のときにも大分議論されたことでございますが、審判が裁判官と少くとも、捜査段階で検察あるいは検察官が捜査とされども、検察官が関与させることに付いて、被害者の方々からいろんな御意見がございました。少年側の言い分のみ聞かれているのではなく、いかに、まあ不信の念と言つてもよかつたと思いますが、少年審判に検察官を関与させることによりまして、証拠の収集あるいは吟味における視点を多角化して、事実認定を適正化することによつて、少年審判の国民に対する信頼を確保しようと、こういった観点から検察官を関与させようなど、こういったふうに考えてきたわけございます。

○前川清成君 今大臣、幾つもまとめてお答えをいただきましたけれども、その少年法の理念である教育刑のことではありますとか、あるいは付添人がだけが関与して云々かんぬんについては、またゆつくりとお尋ねをしたいと思います。

その前提として、もう一度お尋ねしますけれども、検察官が関与したならばなぜ事実認定が適切になるのかと、この点であります。こういう理由があるからいや、検察官が関与した方が真実が発見しやすいんだという点を先ほどお尋ねしたんです。もう一度お願ひいたします。

○國務大臣(谷垣禎一君) これも先ほど申し上げたことの繰り返しになつてしまふんで、ちょっと

もう少し別な言い方をすればしてみたいと思います

が、少年法は、今更申し上げる必要もございませんが、職権主義的な審問構造といふんでしょ

うか、それで成り立つてゐるわけでございます。

だから、そこで検察官は、少年審判に関与す

る、主宰者は裁判官でございます、あくまで審判

協力者として家庭裁判所の手続主宰権に服しなが

ら裁判の手続に関与すると、その意味で、この

検察官の活動は、刑事裁判における被告人の処罰

を求める訴追官あるいは原告官としての役割とは

非常に違うものであるということがあると思いま

す。

それから、検察官は非行事実の認定のための審

判手続に関与するわけであります、少年の要保

護性の審理や処分決定手続には関与することはこ

の手続上予定されておりません。

家庭裁判所が検察官関与決定をした場合、少

年法におきましては、検察官は、非行事実の認定に

資するため必要な限度で、事件の記録及び証拠の

閲覧及び謄写、あるいは審判の手続への出席、証

拠調べ手続への立会い、あるいは被害者や共犯者

など証人その他の関係人への尋問、証拠調べの申出、少年本人に対する質問、事実認定上の争点に関する意見の陳述等々を行うことが予定をされていると、こういうことで全体の少年審判の目的を達するために活動すると、こういうことではないかと思います。

○前川清成君 私、谷垣大臣が御就任になられて、とりわけ歴代大臣に比べて御答弁がお上手だなというふうに敬服していたんですが、今日はちょっとと。

今おっしゃっている点は、法制審議会の少年部会において、東京家裁判官の嶋原さん、この方が、複数名で恐喝、傷害が行われるような犯罪、そのときに関係者の供述がなかなか一致しないで事案の真相がこうだと決めかねるような場合があるんだと。そのような場合にはやはり検察官の立場に立ち会つてもらうことが必要ではないか、その必要性を強く感じています。

この意見等に基づいて、どうんでしょうか、おおむねこの意見に沿つて、だから検察官が関与した方がいいんだと、こういうふうにおっしゃつているんだろうと思うんですけれども、この嶋原さんにおいても、事案の真相を決めかねる場合にはなぜ検察官が立ち会つた方がベターなのかというのは、論理的な説明はないわけです。

その上で、もう一度違う観点からお聞きをしたいと思います。

私は少年法について専門的に勉強したことないですが、生まれて初めて少年法を勉強したのは、研修所に入りました。司法研修所で少年審判の手続についてと、白表紙をもらつたときです。その中に、少年審判の構造に関してこのよう書かれています。

少年審判は刑事訴訟のような対立当事者を持たない審問的手続であり、裁判官が主宰して職権的に進められると、検察官は関与しないと。このような審問的手続が取られる理由としては、①少年審判の目的は少年の非難と処罰ではなく少年の更生を図ることにあるから、関係者が対立し合う手

続ではなく、この目的のために家庭裁判所に協力する手続がふさわしいこと、②少年審判では、少年の非行性を明らかにするための調査、判断が手続の重要な部分を占めるが、これは少年の性格、環境全般を対象とするものであり、犯罪事実の存否の認定などと違つて、当事者主義的な手続は適当ではないこと、③少年審判の場は、それ自身、教育の場としての意味を持つことが必要であり、検察官が少年を弾劾、非難し、少年との間に攻撃、防御を行う訴訟手続には適しないことが挙げられる。

恐らく大臣、當時もこのような白表紙をお読みになられたと思いますけれども、そもそもこの思想というんでしようか、少年法の理念といふでしようか、これと、検察官関与といふのはある意味踏み出しているというか修正しているわけです。

その修正する理由として今大臣が挙げられたのは、検察官が関与した方が真実が発見しやすいんだと思います。ただ、もう一点は、教育刑の理念といふことを考えると、裁判官がアンパンアイではなくて審問的な取調べを行うことは適当ではないんだといふこと、三番目は、少年の側の意見ばかり聞かれるという被害者側の不満があると、この三つであります。それぞれ分からなくもありません。

最初の一点は除いて。

しかしながら、この少年法のそもそもその思想というかそもそもその理想、それを修正する割には、もう少し理論的というか思想的というか、そういう理由付け、あるいは広い意味でのフィロソフィーも必要になつてくるのではないかなど、そういうふうに思つておるんです。普通の大臣の方であればこのような質問をしないんですけど、是非、谷垣大臣には、この場を通してその辺のところをお教え願いたいと、こう思つてお聞きをしています。

今、私が冒頭申し上げたような少年審判における基本構造、基本思想、これを修正すると、こういふことになつてくるんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 前川委員がおっしゃつた少年審判の基本構造はその御説明のとおりだと思います。

それで、現在、そこに検察官が関与するようになりましても、あくまで手続の主宰者は裁判官である、こういうことだろうと思います。そこで、先ほど私が申しましたように、訴追をしていくと

いう役割を検察官が担うわけではありません。今、当初の理念を修正したものかどうかというお問い合わせがありました。私は、少年審判の大きな理念そのものは、あれは二〇〇〇年改正、平成十二年改正ですね、大きな理念そのものは二〇〇〇年の改正が行つたとは思つております。それまでの持つていた少年審判の基本を踏まえながら、当時いろいろ問題になつたことを対応するためにこのような検察官の関与といふものがあのとき導入したのであると、このように考えております。

○前川清成君 ちょっと消化不良なんですが、もう残された時間があるので次の質問をさせていただくと、一昨日、御子息を少年犯罪でお亡くになられました大久保さんにお越しをいただきました。参考人三名お越しいただいたんですけども、私は、当事者の立場、大変おづらい立場でも、私は、当事者の立場、大変おづらい立場でも、りながら、それでいて非常に客観的というか公正な立場で御意見をお述べになつておられて、ある意味感銘を受けました。大久保さんの場合もある日突然、大事な大事なお子様が少年犯罪によって命を失われたわけであります。

実は私も子育て中ですけれども、もうその後半に差しかかつたといいますか、子育ての第四コーナーを回つたところぐらいにあります。それでやつぱり今でも、朝元気に出かけていつた子供たちが夕方また元気に帰つてくれると、おなかをすかせて、たまには泥んこになつて元気に帰つてくれると、これが親としての一番の幸運であります。

そんな親の思いといふこと、あるいは犯罪被害者の思いからすると、大久保さんもおつし得ないわけであります。

しゃつていきました、これまで刑事手続が被害者目線ではなかつたということで、例えば傍聴であるとか意見陳述であるとか、様々な刑事訴訟法あるいは少年法の改正が加わったわけでありますけれども、大久保さんはまだそれでも不十分な点があると。少年審判廷の隅へ追いやられてしまつたと

いろいろな点を御指摘になつておられました。私は、その意味において、まだまだこの犯罪被害者の目線での刑事司法、少年司法も含めてですけれども、改革が必要ではないのかなど、こういふふうに考えておりますけれども、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 大分、以前に比べますと、私どもが刑事訴訟法や刑法を学んだ頃には被害者の視点といふものはほとんどなかつたわけですが、その後、いろいろな方が御努力の結果、このような被害者の視点というものを入れて考えようということになつてしまいまして、そういう訴訟やあるいはこの少年審判におきましては、そういう要素が加味されるようになつてきたのは私は大きな進歩だろうと思つております。

これからも、犯罪の被害に遭われた方々あるいはその御家族のお気持ち等を理解しながら、それを受け止めて、それぞれの立場は十分配慮しながら、被害回復であるとかあるいは保護、支援を図るということが極めて大事だらうと思います。今までの過程の中で随分進んできたとは思いますけれども、まだ足りないところもいろいろあるだらうと思います。そういうふうも逐次目を光らせながら法務省としても前へ進めたいと、このように思います。

○前川清成君 今大臣がいみじくもおっしゃつた、まだ足りない点の各論に関してはどこか別な機会で議論をさせていただきたいと思いますが、その被害者目線といふことで考えますと、この少年法の理念がどうなんだろうかと私も考えざるを得ないわけであります。

もう一度その研修所の白表紙を御紹介申し上げ

ますと、教育主義という項目の下に、少年法は、非行を犯した少年について、できるだけ処罰ではなく教育的手段によってその非行性を矯正し、更生を図ることを目的としている。これは、大臣も先ほどおっしゃいましたけれども、これは、少年は、精神的に未熟、不安定で、環境の影響を受けやすく、非行を犯した場合にも必ずしも深い犯罪性を持つてない者が多く、これを成人と同様に非難し、責任を追及することは適当ではないということ。少年は、たとえ罪を犯した場合でも、人格の発展途上にあるものとして、成人に比べればなお豊かな教育的可能性を持つており、指導や教育によつて更生させることができるので、前科の烙印を押すことには、本人の将来のためばかりでなく、社会にとつて基づいている。こういうふうに書かれています。

私もそのとおりだらうと、これが理想なんだろうと思つてまいりました。しかし、被害者の御意見、お気持ちなどを承つておりますと、犯罪を犯した者のその可能性、これを追求するのは確かに大事でありますけれども、ある日突然、理不尽なことで命を失われてしまった被害者、その被害者には将来も可能性もないわけであります。この点で、やはり少年法の、まあ言わばドグマといふんでしょうか、これについても、大上段に振りかざして何が何でもそこから演繹的に結論を出すのではなくて、このドグマ自体も見直す、あるいは検証する、批判的な観点で見詰めると、こういうことも必要ではないのかなど、こういうふうにおつしやつていきました。

先ほど、少年が更生するように、再犯を犯さないよう職業的訓練を実施しているんだなどといふ御答弁もございましたけれども、例えばですが、恵まれない環境に育つて、お金がなくて、おなかをすかせてパンを盗んだとか、そういう軽犯

罪に対しても教育を施してしっかりと食べていただけるようにして、それによつてもう再び犯罪を犯さないようになると社会全体でサポートすることも可能かと思います。

ただ、ある日突然、通りがかりの人の命を理由もなく奪つてしまつ、残酷的な方法で奪つてしまふ、被害者には何の落ち度もない、そういう罪を犯した少年に对しても、やはり豊かな教育的可能性を持つてゐるんだと、前科の烙印を押すことは、本人の将来のためばかりでなく、社会にとつても得策ではないと、こういうふうに言い切つていいのだろうかというふうな思いが私にはあります。

○國務大臣(谷垣禎一君) なかなか全体の哲学はどういうふうに整理していくかは難しい問題だと思います。

今委員がおっしゃつたことは、平成十二年の少年法改正でも同じような問題が議論されたと思っております。それで、私は、先ほど申し上げたことを繰り返しになりますが、大きな哲学としては、元々の少年法の理念を踏まえながら、当問題とを考えられたことを平成十二年の改正の中で補充していつたと、こういう理解をしております。

そしてまた、なかなか難しいと思つてるのは、犯罪被害者の方々のことを考えますときに、要するに、この再犯防止ということ、つまり再犯防止ということは新しい被害者を防ぐということでもござります。

それで、その場合に、委員が読み上げられましたように、昔の白表紙を読み上げられましたように、大きな矛盾を感じながらお読みになつたといふか、いわゆる可塑性というものがあつて、社会にきつと戻れるものならば戻して、再犯を何度

昼の時間に掛かりますが、皆様、お付き合いたいと思います。

さて、今回の少年法の改正、これまで委員の先生方から御議論ございましたけれども、今回の法改正について少年に対する厳罰化だと、こういつた声がございます。今回の法改正といいますのは、不定期刑の上限の引上げといった改正はありますけれども、同時に、短期の下限の引下げでとか、それから国選付添人の対象事件の範囲の拡大といった点もございますし、私は単純な厳罰化とは言えないと思つております。

今回の法改正によって少年事件全体に対する厳罰化というのを意図しているのか、それとも、法改正によって少年の健全育成というこの少年法の趣旨というのは変わらないと、こう考えていいのかどうか、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) まず、厳罰化を意図したものであるのかということではあります、そういうふうに考えてやつたわけではありません。今回の少年法の規定によって少年に対する科すことができる刑の枠の範囲内では適切な科刑ができるという事案というものがあると指摘されてまいりました。少年に対する科すことができる刑の枠を広げることによって少年に対する適切な科刑を可能とするということを目的としたものでございます。そして、今度の改正は、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ、あるいは無期刑の緩和刑の上限の引上げ以外にも、これまで不定期刑の短期についても処断刑の範囲内で定めなければならないとされていたのを、少年の改善更生の可能性その他の事情に応じ、短期については一定の場合には処断刑の短期の一まで下げることができるようとするであるとか、あるいは、これまで不定期刑を科すことができなかつた処断刑の軽い罪についても不定期刑を科して短期を定め

ることができます。

これらの点は、少年の改善更生その他の特性に応じたよりきめ細やかで適切な科刑を可能とするものだというふうに考えております。そして、こういう改正全体を踏まえますと、本改正が少年に対する科刑を一律に引き上げ、いわゆる厳罰化を図るものじゃなくて、むしろ少年法の理念をきちっと踏まえてこのような対応をしたと私どもは考えております。

○佐々木さやか君 大臣から、今回の法改正はいわゆる厳罰化を意図したものではないと、こうお話しございました。しかしながら、一律の厳罰化だと少年事件全体に対する厳罰化なんだというような誤ったイメージ、これが浸透してしまいますと、そういう厳罰化というのはきっと少年事件が凶悪化しているんだなど、法改正もされたことだしさ少年を厳罰に処するのが適切なんじゃないかと、こういう世論になつて、そうした国民の处罚

感覚というものが最終的に裁判所の判決にも今後影響してしまつて、そういうおそれも私はあるというふうに思います。

ですから、この法改正の趣旨というものを正しく理解をしてもらえるように、こういった委員会の審議の場を通じて国民に説明をしていくことも重要でありますし、そのほかの方法によつても正しい理解というものを広めていくべきだと思っております。こういった点についてどのようにお考えでしょうか。副大臣。

○副大臣(奥野信亮君) 委員御指摘のとおりであります。いろいろな法を改正するときには、多くの国民の方々に対する説明責任、そして理解を深めていただく、これが一番大事だと思います。また、法が成立した暁には、国民に対して、今までの法改正というのはこういう目的で、そして

こういう法律なんですよということをしっかりとお伝えしなくてはいけないと思いますが、よくちまとで言わわれるのは、一番そういう広報活動が下手

ですが法務省と言われているわけでありまして、そういう意味では、こういったことを含め

ういう改正全體を踏まえますと、本改正が少年に

行物等を通じて多くの国民の方に理解していただきたいと

思つております。

○佐々木さやか君 是非よろしくお願ひしたいと

思ひます。

続きまして、国選付添人の対象事件の拡大についてお聞きをしたいと思います。

まず、前提をいたしまして、そもそも付添人が

少年事件手続において果たす役割というものがどう

いうものなのかと、そして、今回、国選による付添人を拡大をした、この趣旨はどういつたところにあるのか、ここについてお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(林眞琴君) 少年審判手続におきま

して、弁護士の付添人は家庭裁判所の適正な少年

審判に協力する役割を担つております。その目的

でありますところの適正な事実認定や再非行の防

止をより確実なものとするために、法律の専門家

ます。

現在の現行法の少年法の定める家庭裁判所の裁量による国選付添人制度において国選付添人を付する要件は、故意犯の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、又は死刑若しくは無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件につきまして、少年鑑別所送致の観護措置がとられており、そして、少年に弁護士である付添人がない場合において、家庭裁判所が事案の内容、保護者の有無その他事情を考慮して、審判の手続に弁護士である付添人が関与することが必要であるとき、これを付すると、これが裁量による国選付添人制度でございますが、この要件の中に検察官関与というものは要件となつております。

したがいまして、今回の改正後におきましても、検察官関与決定がなされていない場合においても、先ほどの要件を満たすときには家庭裁判所の裁量によって国選付添人を選任することができます。○佐々木さやか君 御説明ありがとうございます。

最初に、付添人が少年審判、少年事件手続において果たす役割の御説明の中に、早期の環境調整などによって少年の再非行防止、また更生に役立つと、こういう役割があると御説明ありました。が、私は、こういった点から、付添人が付される事件が多くなるということが望ましいのではないかとうふうに考えております。

そこで、まず前提として、現在、じや国選付添人はどれぐらい選任されているのかというところをお聞きをしたいんですけども、この点について御説明をお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えいたします。

平成二十五年の速報値によりますと、一般保護事件の終局総人員は四万七百五十三人であり、そのうち弁護士である付添人が選任された少年の人員は八千三百三人でございます。また、今回、対象事件の拡大が検討されている裁量による国選付

添人制度の対象事件につきましては、現在は対象事件の数は約五百件であります。

付添人が選任された件数は約三百件ということです。

○佐々木さやか君 対象事件が約五百件で、うち

国選付添人が選任されたのが三百件というお話でした。

また、ほかの委員の先生の質問に対する説明にもありましたけれども、過去五年の選任率を

見ると大体六〇%程度だと、こういう御説明がありました。

この選任率六〇%というのは、私としては決して多くはないのではないかと思っております。

少年が身体拘束を受けている場合は、もちろん少

年自身は自分自身で被害者と示談のための手続をしたりともできませんし、環境調整も家族だけでは困難な場合がありますので、そういった意味で付添人の活動というのは重要であります。日弁連も、少年鑑別所に収容された身柄を拘束された少年については全件付されるべきだと、このよう

に主張をしております。

こういった付添人の活動による早期の環境調整といふものが少年の再非行、再犯防止に役立つのであれば、ここに国費を投入をするというの

は私は合理的なのではないかなというふうに思つております。

こういったことから、今回の法改正、国選付添人の対象事件が拡大をすることをきっかけに、この裁判所での運用というものも、よりこの選任率

を上げる方向で進んでいかなければいけないのではないかと思つているんですが、今後の裁判所の運用については、どのようにこの点、予想されているんでしょうか。

○佐々木さやか君 もちろん選任するかどうかは

その個々の事件の裁判所の判断によるわけですから、確かにどうなるか正確に予想はできないとは思つんですけれども、今回の法改正の趣旨が、少年の健全育成、そして再非行の防止、こういったところにあることから考えますと、適切な運用

がこれからされていくことを期待をしたいと思ひます。

統いて付添人についての質問ですけれども、付

添人は少年の更生の実現を目指して活動をいたします。そういう活動の充実のために、専門的

知見から少年を調査する調査官の意見、またその

調査結果といふものは非常に有益であると思いま

にされております。

現在の裁量による国選付添人制度の運用につきましてですが、結局、選任するかどうかは個々の事案ごとの判断ということになりますけれども、一般的にはその考慮要素のうち事案の内容と

しては、少年院送致等の重大な処分が見込まれる

かどうか、非行事実に争いがあるかやその内容など

を検討すると。保護者の有無その他の事情とし

て、保護者がおらずにほかに援助をしてくれる者

がないか、保護者がいたとしても、虐待等で保

護者による十分な援助を受けることができないか

どうか、あるいは暴力団との関係絶など保護者

には困難な援助が必要かどうかといった点を検討

し、これらを総合的に考慮して審判の手続に弁護

士である付添人が関与する必要があるかどうかが

判断されているというふうに言われております。

今後、対象事件が拡大しますので、その選任さ

れる件数自体は当然増えるかと思いますけれども、選任するかどうかはやはり個々の事案ごとの

判断がどのようになるかということについてはお

答えすることは難しいかなというふうに思つてお

ります。

○佐々木さやか君 私の経験の限りですけれども、もちろん付添人の方針にもよるんですが、一

つの事件についてそんなに多数回、裁判所、また

調査官との意見交換が必ずしもなされていません。

件もあるのではないかなど、こう心配をしておりま

して、こういったところも適切に運用をして

いつていただきたいなと思っています。

それから、今回の法改正で国選付添人の対象事

件、大幅に拡大をされます。それによつて、當

然、裁判所が国選付添人を付するかどうかといふ

ことを判断する処理件数といふものも大幅に増え

るわけでございます。しかし、その国選付添人、

付するかどうか、これは素早く判断をしていただ

かないと付添人の活動に支障が生じてしまつます。

すぐには判断されるようになりますが、

すけれども、現在、また今後の運用についてはど

うに予想されますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 現在の裁

量による国選付添人の制度の運用につきまして

は、観護措置がとられた場合、できるだけ早く、

実際には当日又はその翌日中に裁量による国選付添人の選任の要否が判断されているものと承知し

判員はプレーヤーも兼ねながら、付添人とあるいは検察官といろいろとみんなで議論しながら答えるを出していこう、そして、少年の更生及び将来の、何というんですか、更生及び再生に寄与できるような対応をしていこうと、こういうことがあります。

こういったことをどうやって担保するかということありますけれども、それは、少年の健全育成等を目的とする少年法第一条や、少年審判の方式について懇切を旨として和やかに行うことなどを定めた少年法第二十二条などの規定を使いたいというふうに考えております。そして、検察官は、このような少年審判手続における検察官の役割やその限度、少年法の趣旨を理解した上で少年審判に出席するべきものであるという指導をしっかりとしていきたいと思っております。

そして、検察においては、少年法の趣旨に沿った事件処理がなされることの重要性を十分に認識することと、それから、少年事件を取り扱う検察官に適切な指導をすること等も大事なことだらうと思います。現実に、これからも少年事件を多く取り扱う検事を対象とする研修では、少年事件に関する講義をしつかりと増やしていきたい、そういうふうに考えている次第であります。

○佐々木さやか君 次に、不定期刑に関する改正の点についてお伺いしますけれども、今回の改正で不定期刑の対象となる事件についても拡大がなされました。この改正の理由についてお伺いをします。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法においては、少年が可塑性に富んでおり、教育による改善更生が多く期待できる、こういったようなことから、遭遇の弾力性を持たせるためにこの不定期刑の制度が導入されております。

現行法においてはこの不定期刑が科される範囲としては限界がありまして、処断刑の長期が三年を下回る場合には不定期刑は科されないと、このようになつておるわけございますが、少年に対する科刑において教育が重視されるのは処断刑が一

定程度以上のものに限られるということにはならないと考えられます。

そこで、不定期刑の対象事件の範囲につきましては、処断刑が一定程度以上のものとするのではなくて、全ての有期の懲役又は禁錮とすることが相当であると考えまして、この度の改正においては、不定期刑の対象事件の範囲をそのように改めることとしたものでございます。

○佐々木さやか君 今御説明の中にもありましたような不定期刑の効果といいますのは、少年の受刑者に対する仮釈放ですとか刑の執行終了という制度の運用が適切になされてこそ効果を發揮すると思います。

ところが、少年に対する刑の執行状況を見ますと、例えば平成八年ですと、長期の九〇%以上というものが全体の割合でいうと四・七%にすぎないかつたんですが、平成二十四年になりますと長期の九〇%以上という場合が四五・二%というふうに大幅に増えております。

長期的に見ると、だんだんこの執行率というのは上昇をしていつているのかなと思うんですが、これはどうしてなのか、仮釈放の運用については適切になされていると考えてよろしいんでしょうか、この点をお聞きします。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げま

す。

どのような者について仮釈放が許されるかにつきましては、刑事施設における処遇を踏まえまして、通常は刑事施設の長からの申出に基づいて準じて、司法機関である地方更生保護委員会において個別具体的に判断されるべき事項でございまして、お尋ねの点につきまして当局として確たることは申し上げることは困難ではありますが、犯した罪が重大のことなどから仮釈放の申出までに相応の期間の施設内処遇を要する事案や、被害者を含む社会の感情等に慎重な配慮を要する事案が少なくないことも影響しているのではないかというふうに推察しているところでございます。

地方更生保護委員会におきましては、委員が仮

釈放審理の対象となる者との面接を行なうなどし、犯罪の内容、被害者等の状況、対象者の心身の状況、家庭環境、矯正施設における処遇の経過、帰住予定地の生活環境等の事項を調査した上で、仮釈放の許可の基準に基づき判断することとされおりまして、適切に運用されているものと承知しております。

以上でございます。

○佐々木さやか君 ちょっとと時間が迫つてしましましたので、質問を少し飛ばします。

少年に対して重い刑罰を科すというだけでは再非行を防止するということは難しいと思います。資料を見ますと、少年の再非行率というものは毎年上昇をしているようであります。これは非行、犯罪を行う少年自身の全體の数が減つたということが大きい要因であるとは思いますが、もしかしながら、再非行を行う少年というものを減らすことはできていません。これは問題だと思いますけれども、少年の再非行防止ということに法務省としてはどう取り組むのか、お聞きしたいと思います。

○副大臣(奥野信亮君) 今委員御指摘のとおり、

再犯、再非行といふんですか、再非行率は上がっているなんだけれども、総数は減つてているという事が事実であります。しかしながら、やはりその再非行が発生しないようにしなくてはいけない。日本にとって、六年後のオリンピックを控えて世界一安全な国を標榜しようということを申し上げています。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げま

す。

そういうような取組を今我々としては推進しているところであります。これからは、更に加えて、関係省庁やあるいは民間団体とも緊密な連携を加えながら各施策を更に充実、展開していく必要がありますし、二十四年に決められた目標にしながら、きめ細かな対応をしていくということが一番大事なことだらうというふうに思いますが、加えて、保護者に対する指導、助言なども充実させていかなくちゃいけないんだらうと思いま

す。

そういうような取組を今我々としては推進して

いるところであります。これからは、更に加えて、関係省庁やあるいは民間団体とも緊密な連携を加えながら各施策を更に充実、展開していく必要がありますし、二十四年に決められた目標にしながら、きめ細かな対応をしていくということが一番大事なことだらうというふうに思いますが、加えて、保護者に対する指導、助言なども充実させていかなくちゃいけないんだらうと思いま

す。

○佐々木さやか君 次に、犯罪被害者保護に関し

て質問をいたします。

少年審判手続における被害者に対する情報提

供、これについては、成人の場合とは同様にはないかないわけでございますけれども、とはいっても、いかに限られても被害者に十分配慮した運用がなされれる必要があると思います。しかし、先日、参考人としてお越しいただいた大久保参考人からは、御自身の経験を通じて、被害者に対する配慮が足りないと、こういったお話をございました。この点について、現在の状況、また今後の改善についてお聞きをしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えいたします。

家庭裁判所では、被害者等への配慮を充実させたため、被害者のいらつしやる一定の事件について、事件が家裁に送致された後、速やかに被害者等に対し記録の閲覧、謄写を含む被害者配慮制度の案内を記載した文書、それからこれらの制度を分かりやすく説明したりーフレットなどを送付しております。また、被害者等からのお問合せに対しては、これら制度の説明を丁寧に行なうほか、家庭裁判所調査官が調査のために被害者等の方と面接する際には、必要に応じて意見聴取制度等につ

いても説明しているものと承知しております。

このように、家庭裁判所では、被害者の方がこういった制度の利用の機会を逃さないように、事件送致後、早い段階から説明しているよう努めているところではございますが、先日、参考の方からまだ不十分であるという御指摘もございましたので、今後とも一層、被害者の方等に対する丁寧な制度の説明、御案内に努めてまいりたいと、いうふうに考えております。

○佐々木さやか君 大久保参考人からは、突然手続に巻き込まれたというようなことで、何も分からなかつたけれども弁護士に付き添つてもらうことで何とか手続に参加をしていくことができたというふうなお話がございました。こういう話からも、被害者に対する支援、援助において弁護士の果たす役割というのは大きいと思います。

質問を飛ばしますけれども、現在、被害者に対する弁護士の制度として、国選による犯罪被害者弁護制度というものがあります。しかしながら、この対象になるのはごく一部に限られております。法テラスには犯罪被害者法律援助の制度がございますけれども、これは日弁連からの委託援助事業でありますし、國のお金ではなくて日弁連が弁護士から徴収した会費や寄附で運営をされているものであります。法テラスの本来の業務となつていいわけではありませんけれども、こういった被害者に対する弁護士利用のための援助制度というものを充実させていくことは重要でありますし、刑事案件、刑事分野についても積極的に法テラスの業務にしていくべきではないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府参考人(小川秀樹君) お答えいたします。

御指摘いたしました日弁連委託事業につきまして、これを国費で賄うのかといった点につきましては、どのような弁護士活動を国費支出の対象とする必要があるのか、それが合理的な国民負担、財政負担と言えるのかという観点から、制度全体として検討を要する問題であるというふうに考えておりまして、現在の厳しい財政事情を踏ま

○佐々木さやか君 ちよつと時間が参りましたので、以上で質問を終わります。また違う機会に質問したいと思います。

○委員長(荒木清寛君) 午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開いています。

委員の異動について御報告いたします。

本日、吉田博美君が委員を辞任され、その補欠として石井浩郎君が選任されました。

○委員長(荒木清寛君) 休憩前に引き続き、少年法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○行田邦子君 みんなの党、行田邦子です。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、国選付添人制度と検察官閲与制度について伺いたいと思います。

今回の少年法改正案では、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度と検察官閲与制度の対象事件の範囲を死刑、無期、長期三年を超える懲役、禁錮に当たる罪までに拡大するということとされています。

そこで、まず初めに政府参考人に伺いたいと思います。国選付添人制度と検察官閲与制度の対象事件の範囲を一致させた理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 検察官閲与制度は、審判が裁判官と少年側の者のみが関与する手続で行います。国選付添人制度と検察官閲与制度の対象事件の範囲を一致させた理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

わることについて、裁判所と少年とが対峙する状況があり得ることや、被害者の側から、少年側の言い分だけが聞かれているのではないかとの不信の念が見られたことなどを踏まえまして、被害者を始めとする国民の信頼を確保するなどの観点から、事実認定手続の一層の適正化を図るため、検察官及び弁護士付添人の双方が審判に参加する制度として平成十二年改正で導入されたものでございます。

仮に、検察官閲与制度の対象でない事件に国費による弁護士付添人の選任を認めることとすると、少年によりその非行事実の存在が争われても、検察官閲与が不可能ということになり、そのような事態は、ただいま申し上げました平成十二年改正の趣旨に沿わないものと言わざるを得ず、被害者を始めとする国民の理解 納得を得られるかが疑問でございます。

したがいまして、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲と検察官閲与制度の対象事件の範囲とは同じとするのが適切であると考えたものでございます。

○行田邦子君 一方で、少年に対する援助は、要保護性が大きいということから必要性が高いということを考えの下に、日弁連では、平成二十一年の十一月ですけれども、全面的国選付添人制度に関する当面の立法提言というものを発表しています。そこでは、少年鑑別所に送致されて身柄拘束を受けた少年の事件全件を国選付添人制度の対象事件とすべきであるというふうに意見がされています。

今後、これからも国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大した方がよいといった意見は続くのではないかと思いますが、そこで法務大臣に伺いたいと思います。今後、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大しようとした場合、検察官閲与制度の対象事件の範囲も拡大されるという、そのような関係にあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

が行われるのかどうか、またどういう内容を含むのかというのを、現時点では私が答える材料はございませんが、今回の流れの中で、今回の前の法規審議会の御議論の中では、この検察官閥と制度と国選付添人制度は、両者は無関係だから突き合わせる必要はないんだという御意見もあることはございました。

それで、ただ、それぞれは別の制度であつて、これを関連付ける必要性、論理的な必要性は必ずしもないものの、両制度は独立した制度で確かにあります。ですが、被害者等国民の理解と合意を得るために、政策的にその範囲を一致させた方が相当地あるという意見が大多数を占めて、今回のような仕組みで法案をお願いすることになったわけです。

先ほどおっしゃったように、この後、じゃ、確かに国選付添人の範囲は広げていけという御意見が強くあるのは私も承知しておりますので、今後改正されるときには、その辺りはまた十分御議論をいただいていかなければいけない点ではないかと思つておりますが、現時点ではまだいつ改正するとは申し上げるわけにはまいりません。

○行田邦子君 私は、国選付添人制度と検察官閥と制度というのを、これはセットではないというか、別の趣旨での独立した制度であるというふうに考えられるのではないかなどといふふうに思つております。

そしてまた、成年と比べて少年というのは未熟な状態にあって、身柄を少年が拘束をされた場合、というのはやはり保護性が大きいというふうに考えておりますので、今後、国選付添人制度の範囲の拡大ということも検討に値するのではないかなどといふふうに思つております。

そして、むしろ検討しなければいけない、問題となるのは、そのときに国選付添人がどういった方がなるのかと。その国選付添人が少年法の趣旨をしっかりと理解をして、また刑事裁判とは異なる特質のものであるということを理解した上で付添人になるということが重要ではないかというふ

うに思つております。

そこで、また更に大臣伺いたいんですねけれども、今回、国選付添人の範囲の拡大、対象事件の範囲も拡大されるわけですけれども、そうしますと、今まで以上に付添人となる弁護士も増えるわけであります。そこで一つ懸念されますが、国選付添人制度の対象事件の拡大によつて付添人の質の確保がしつかりできるのかどうかという点でござります。この点、いかがでしようか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 当然、行田委員のおつしやるよう、弁護士である付添人はこの少年審判の意義といいますか意味合いを十分理解して付添人にならなければいけない、それだけの識見、素養のある方になつていただき必要があるわけでも、資質をしつかり確保するということは極めて大事であると思います。そのため、日弁連やあるいは各地方の弁護士会において付添人の活動についてのいろんな研修やあるいは検討会などを実施していくたまいでおりまして、こういう取組を通じて、付添人の適性を有する者の確保及び適切な付添人活動の確保に努めておられると思います。端的に申しますと、行田先生のこの質問があつたものですから、うちの事務方に、こういう不安あんたたち感じてるのかと聞きましたら、いや、日弁連はしつかり対応できると言つていますと、こういう返事を今のところいただいております。

○行田邦子君 しっかりと対応していただきたいと思いますし、また、国選付添人制度という制度が拡充されることによつて、少年法の趣旨である少年が自らが犯した罪を理解をしてまた更生するといった、そして、さらにはまた再犯防止にもつながるというふうに期待をしております。

次に、検察官闇与制度について伺いたいと思うんですけれども、今回の法改正案では、検察官闇与制度の対象事件の範囲拡大ということになつてますけれども、このことについて、少年審判の刑事裁判化が進むのではないかという、少年法の理念を変容させるのではないかといった懸念の声も聞こえてきています。

今回の法改正によつて検察官関与制度の対象事件が拡大された場合、検察官関与がどの程度増加すると見込まれるのか、まず最高裁判所に伺いたいと思います。

事裁判と全く構造が異なつており、職権主義構の中では審判への協力者として検察官関与しまし、あるいは検察官が関与する範囲も事実認定手続のみでございまして、一方で、要保護性の判断あるいはどのような処分をすべきか、そういうことに対する意見を述べるなどのことは認められていないわけでございます。

したがいまして、この点につきましては、検官関与制度が導入された平成十二年以降、新し制度だつたものでございますので、通常の刑事裁判における検察官の役割とは異なるということについては、これまでその検察官関与制度の旨、そしてまた、そもそもこの少年法の趣旨あるいは保護手続であるところの少年審判の在方、こういったことについては、これまでも適に、その少年事件を扱う検事を対象とする研修

年による凶悪犯罪というのはむしろ減少している
わけなので、一般予防的な見地から重罰化する必
要性というのは存在しないのではないかといつ
た、このような意見もあります。そしてまた、少
年に対する刑の言渡し全体が一律に厳罰化される
のではないかといった懸念の声も聞こえてくるわ
けでありますし、私自身もそういった懸念を持っ
ていなわけではありません。

これまでも、今日のこの委員会の審議の中で法
務大臣からは、今回の法改正の趣旨というのは、
一律の厳罰化ということではなくて、むしろ、少
年に対する科刑を一律に引き上げるということで
はなくして、より適切な科刑を可能とするといつ
とが目的であるといった答弁がなされていますけ
れども、このような法改正の趣旨をどのように周
知徹底させていくのか、法務大臣に伺いたいと思

いは各地方の弁護士会において付添人の活動についてのいろんな研修やあるいは検討会などを実施していく。ただ、おこなっておりまして、こういう取組を通じて、付添人の適性を有する者の確保及び適切な付添人活動の確保に努めておられると思います。端的に申しますと、行田先生のこの質問があつたものですから、うちの事務方に、こういう不安感をもつた方たちがおられます。そこで、行田邦子君の質問に答えておこうと思います。日弁連はしっかりと対応できると言つています。こういう返事を今のところいただいております。

○行田邦子君 しっかりと対応していただきたいと思いますし、また、国選付添人制度という制度が拡充されることによって、少年法の趣旨である

○行田邦子君 檢察官関与の必要性を判断するの
は家庭裁判所でありますので、対象事件が大幅に
増加してもそれが検察官関与決定の大大幅な増加に
直結するものではないというふうに考えています。
けれども、少年審判に検察官が関与することに對
して懸念する意見があるというのは、これは事実
だというふうに思っています。
そこで質問なんですかけれども、政府参考人に伺
えております。

○行田邦子君 引き続き、是非そのようにお願いしたいと思います。
それでは次に、少年に対する刑事処分の規定見直しについて伺いたいと思います。

今回の少年に対する刑事処分に関する規定の直しについては、不定期刑の長期の上限を十年から十五年に、そして短期の上限を五年から十年、引き上げることが出発点となっています。裁判所が言い渡すことができる刑の上限を引き上げることに對しては、これは不定期刑の趣旨と矛盾が生じるのではないかといった意見や、これまでの統計上なんですかれども、統計上、う適切な取組を行うものと考えております。

そこで、それならそれをどう周知徹底していくのかということでおざいますが、まず何よりも大事なのは国会における議論、衆参における議論で、今も行田委員からそのような御意見をぶつけっていました。それに対して私も曖昧に答えずに明確に答えると、そういうことが、最高裁判所からも来ておられるかもしませんが、やはり、どういう審議で、どういう議論でこの法律ができ上がってきたのか、恐らく将来にわたつても裁判所がこの法律を適用されるときの一つの、何というんでしようか、目安ということにこの委員会の議論がなつていくのではないかと私は思つております。ですから、そういうつもりで、私ども

第三部 法務委員会會議録第九号 平成二十六年四月十日 【参議院】

もできるだけこの委員会の御議論は丁寧に御説明をし、また御答弁をするということを心掛けてまいりたいと思つております。

そしてまた、これ成立しました場合は、法務省においてホームページに掲載する等々、法律の内容を具体的に周知していく、それから公刊物を通じて法改正の趣旨を説明する等々のことは、当然のことながら努力していかなきやならない、御指摘を踏まえて有効な方策を取つていただきたいと思つております。

○行田邦子君 今大臣から御丁寧な答弁いただきましたけれども、やはり法制審の答申がなされてからメディアでは厳罰化といった報道もなされ続けているわけありますので、決してそのような趣旨での法改正ではないということを是非これからも周知徹底図つていただきたいというふうに思つております。

少年のいわゆる可塑性に着目をして設けられてる定期刑なんですけれども、この不定期刑について伺いたいと思つております。

今回の改正法案では、現行の「長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきとき」となつてゐるところを、今回の改正法案では、「有期徒役又は禁錮をもつて処断すべきとき」に改めるというふうにされています。不定期刑を言い渡すことができる範囲が広がるというふうに理解をしているんですけれども、このように改めようとする理由は何なのでしょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 委員御指摘のとおり、少年法におきましては、少年の可塑性に鑑みまして処遇の弾力性を持たせるという趣旨から不定期刑の制度が導入されております。

現行法では、これが、処断刑の長期が三年を下回る場合には不定期刑は科さないと、このように限定が付されているわけでございますが、不定期刑の制度の根拠となりますが、少年に対してもその刑は教育が重視されるべきと、こういったことの考え方については、処断刑が一定以上のものに

限られるということにはならないと考えられます。

そこで、今回の改正において、不定期刑の対象もとのとするのではなくて、全ての有期の懲役又は禁錮とすることが相当であると考えまして、不定期刑の対象事件の範囲をそのように改めることとしたものでございます。

○行田邦子君 いわゆる可塑性と言われるものだと思いますけれども、少年が教育によつてその更生が成人と比べてより期待できるといつたことに着目して、処断刑が一定程度以上のものにそれは限られるということではないというような考え方からこのような改正法案に至つたというふうに理解をいたしました。

一方で、被害者団体の方からはちょっと別のようないい意見がなされています。今回の少年法改正について、法制審議会に諮問され、平成二十五年二月に答申がなされたわけですから、その諮問の前に、改正少年法等に関する意見交換会というのが平成二十四年になされています。この意見交換会というのは、刑事法研究者、弁護士等だけではなく、犯罪被害者団体関係者も構成員となつてます。この意見交換会におきまして、少年犯罪は捨て難いところがあるのではないかということではないかと思います。

こういう趣旨については、現在においてもいろんな議論はござりますけれども、変わることはなく、そういう意味で、私も不定期刑というのはまだまだそのレーベンデールがあるのではないか、その存在をいろいろ試してみる必要があるのではないかとか、このように思つております。

○行田邦子君 今大臣が御答弁されたように、少年法におけるべきという、これが少年法にあるわけありますので、教育によつて成人と比べてより更生しやすい、その可能性が高いわけあります。そうでありますので、やはり科刑については柔軟であるべきという、これが少年法のいわゆる保護主義という趣旨にのつとつたものだ

は批判的な意見もあることは事実でございます。

それで、一つは、刑の執行が余り早期に終了しないやうじゃないかと、終了する可能性があることに疑義があるという、これはどちらかといふと被害者の側からの御意見ですね。参考人としてお出になつた方の御議論も引用なさいましたが、やはり、何というのか、この頃は悪い少年も多くて、改善したことや装うのが上手だというような批判もないわけではございません。早く出過ぎる

ということ、だらうと思います。

それからもう一つは、不定期刑の運用がそれにふさわしいものに必ずしもなつてないのじやないかという実務のお立場からの批判等々、そういうものがあることは事実でございます。しかしながら、これはもう何度も御答弁申し上げ、先生方も御議論いたいでいるところですけれども、少年法が不定期刑を採用した趣旨は、やはり、まだそこから抜け出していくことも大人より容易にできるということがございまして、教育による改善更生の効果がより期待できる。そういう処遇の彈力性という点では、やはり不定期刑というものは捨て難いところがあるのではないかということではないかと思います。

こういう趣旨については、現在においてもいろんな議論はござりますけれども、変わることはなく、そういう意味で、私も不定期刑といふ

そこで、法務大臣に伺いたいんですけれども、このようないい意見が出されていて、議論がなされていました。この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

この附則がなされていましたことから立ち上げられたわけでありますけれども、例えばここでの意見交換の中での議論として、審判傍聴制度の対象事件の拡大、それからモニターによる少年審判の傍聴といったことに關する要望が被害者側から出されています。

そもそもこの意見交換会というのは、平成二十年の少年法の一項を改正する法律附則第三項において、法の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

この附則がなされていましたことから立ち上げられたわけでありますけれども、例えはここで意見交換の中での議論として、審判傍聴制度の対象事件の拡大、それからモニターによる少年審判の傍聴といったことに關する要望が被害者側から出されました。そこで、法務大臣に伺いたいんですけれども、このようないい意見が出されていて、議論がなされていました。この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

○国務大臣(谷垣禎一君) 審判傍聴制度は、平成二十一年度改正少年法で導入されたわけですが、この制度については、法務省において、平成二十一年度改正少年法等に関する意見交換会、こういうのを行なつたわけです。見送られたわけですけれども、その理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 審判傍聴制度は、平成二十一年度改正少年法で導入されたわけですが、この制度については、法務省において、平成二十一年度改正少年法等に関する意見交換会、こういうのを行なつたわけです。見送られたわけですけれども、その理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

そこで、法務大臣に伺いたいんですけれども、

そこで、法務大臣に伺いたいんですけれども、更に幾つか、被害者の権利保護、被害者の支援といつた観点で質問を続けさせていただきたいと思います。

平成二十年に改正された、先ほど申し上げました改正少年法等に関する意見交換会なんですけれども、これは六回にわたつて行われています。こでは、今回の改正案には盛り込まれなかつた事項も含めて、様々幅広い議論がなされていました。

今、被害者の方の御意見ということでお話をさ

そこで、こういう状況を踏まえていろんな検討

をしたわけですが、審判傍聴の範囲の拡大につきましては、今、少年審判・非公開が原則でござります。それで、現時点で審判傍聴対象事件の範囲を拡大しなければならないような制度上の問題があるとまでは認められないと。それから、審判傍聴が許可された事件において、実際に少年に影響を与えた事件があったということで、審判傍聴の範囲を拡大することについては慎重な検討が必要であるということ。それから、審判傍聴制度はまだ施行後余り間もございませんので、現在、制度の定着に向けて関係者が鋭意努力している状況であるから、対象事件の範囲の拡大をするか否かについては、もう少し全体の運営が軌道に乗るのを待つてから議論てもいいのではないかというようないいことでございました。

また、モニターによる視聴制度、これについても、モニター視聴制度は少年審判だけではなくて、裁判の傍聴の在り方全般に関わる問題であつて、少年審判だけで議論するには必ずしも適當ではないということから今回の法案には盛り込まなかつたということでございます。

○行田邦子君 審判傍聴制度について議論がなさ

れ、また検討をされた上で、今回は改正法案の中

に見直しの規定を盛り込まなかつたというふうに今の大臣の答弁で理解をさせていただきました。

そこで、最高裁判所に伺いたいんすけれども、この審判傍聴制度ですが、平成二十年の十二月から始まつて既に三年間でもう二百九十九件実施されている実績があります。施行後、この制度が始まってから五年間経過しているわけですけれども、この間、法改正を要せずとも、いろいろとの制度を運用していく中で改善した点があろうかと思うんですが、その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えい

たします。

審判傍聴制度は平成二十年十二月から施行され

ておりますけれども、被害者に対する配慮の制度

ということで、家庭裁判所におきましては運用上

いることがあります。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成二十六年四月十日 【参議院】

第三部 法務委員会会議録第九号 平成二十六年四月十日 【参議院】

の工夫や改善を重ねてきているところでございま

す。例えば、傍聴の申出が遅れるなどして傍聴す

る機会を失うことのないよう、例えばその傍聴

対象事件の被害者等の方には被害者配慮制度の案

内あるいは傍聴制度に関するリーフレットを早い

段階でお送りしたり、あるいは家庭裁判所調査官

による被害者等の調査を早期に実施するといった

運用上の工夫をしております。

また、実際に被害者の方が傍聴される審判の運

営の際にも、時々御要望で聞かれるごとにとして、

その少年の声が聞き取りにくいとか、そういった

こともございましたので、そういった場合には裁

判官が少年の発言を復唱するなどして、事案に応

じた工夫もされているといふうに聞いておりま

す。

○行田邦子君 今日は改正法案に見直しといふこ

とは盛り込まれなかつたわけでありますけれども、

も、運用面で改善すべきところは是非、都度改正

をするべきでありますので、よろしくお願

願いたします。

被害者等の意見陳述についても伺いたいと思

います。

少年法の第九条の二には、家庭裁判所は、少年

に係る事件の被害者等から、被害に関する心情そ

の他の事件に関する意見の陳述の申出があるとき

は、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に

命じてこれを聴取させるものとするといふに

されています。

被害者等の意見陳述についてなんですかね

れども、家庭裁判所ではどのタイミングで制度の説明

を行い、また被害者等からの意見聴取を行つてい

るのか、最高裁判所に伺いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えい

たします。

先ほど傍聴制度について御説明申し上げました

が、意見陳述の制度につきましても、被害者への

配慮ということで、例えば被害者のいらっしゃる

一定の事件については、事件が家裁に送致され

て後に速やかに、先ほど申し上げました被害者の配

り組をなされています。

この少年の再非行をいかに防ぐのかということ

が大きな課題となつてゐるかと思いますけれど

も、まず、奥野副大臣に伺いたいと思います。

政府におきましては、平成二十四年の七月に再

犯防止に向けた総合対策というものを取りまとめ

ています。ここには当然、少年や若年者の再犯防

止も含まれてゐるんですけど、この取りまと

めをして以降、少年の再犯防止についてどのように

取組をなされていますでしょうか。

○副大臣(奥野信亮君) 今、行田委員がおつ

しゃつたように、犯罪の総数は減つてゐる中で再

犯率が高くなつてゐるというのは、成人の場合も

少年の場合も同じようであります。

そして、特に少年については、心身が未成熟で

人格形成過程にあつて、教育による改善更生とい

うのも非常にスピーディーにできるのではないか

と思います。

○行田邦子君 昨日の参考人質疑の中でも、大

久保参考人から、資料の閲覧ができない今まで意

見陳述をしないといけなかつたというような、こ

れは大久保参考人の御自身のケースの、そのとき

のケースのことだと想ひますけれども、このよう

な意見もなされました。

また、法制審の少年法部会では、やはりもつと

丁寧に被害者に分かりやすく意見陳述についても

説明をしてほしいといつた意見も出されていても

ので、やはり少年審判の場合といふのは、成人の

裁判と違いまして、被害者の手続参加といふのが

非常に難しいといふ面もあるうかと思ひます。

裁判と違いまして、被害者の手続参加といふのが

非常に難しいといふ面もあるうかと思ひます。

裁判と違いまして、被害者の手続参加といふのが

非常に難しいといふ面もあるうかと思ひます。

裁判と違いまして、被害者の手続参加といふのが

非常に難しいといふ面もあるうかと思ひます。

裁判と違いまして、被害者の手續参加といふのが

非常に難しいとい

私たちとしては、さらには、関係省庁や民間団体とも緊密に連携を加えながら、できるだけ実際に成果が上がる策を、しっかりとその人それぞれに成るような策を考えた上で対応してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 是非、再犯防止については、法務省だけではなく関係省庁、そしてまた民間団体、様々な関係する団体、方々との連携というのは不可欠だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その関係する省庁又は団体ということで、警察の少年サポートセンターというのがあろうかと思ひます。ここで最後の質問になりますけれども、今日、警察庁にお越しいただいていますのでお聞きしたいと思います。

少年サポートセンターの活動に関して、最近の少年非行の傾向とそれに対するサポートセンターの活動の効果と、そしてまた、例えば保護観察所等との連携がどのようになされているのか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) お答えいたします。ただいまございましたとおり、刑法犯少年の検挙人は十年連續で減少となつておりますけれども、再犯者の占める割合の上昇や非行の低年齢化傾向が続いているなど、少年非行情勢はいまだ厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。

このため、警察におきましては、少年の規範意識の向上と社会とのきずなの強化を図る観点から、問題を抱えた少年等に対しまして指導、助言を行つたり、少年警察ボランティアや関係機関等と協働し、社会奉仕体験活動への参加促進などを行います少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進しているほか、低年齢少年やその保護者を対象とした非行防止を開催するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進しているところでございます。

少年サポートセンターでございますけれども、この取組の中心的役割を担つておりますが、

ば、非行を繰り返し、不登校であります中学生が、将来の目標を持ち、在籍する中学校に登校するようになり、希望する専門学校への合格を果たすなどの成果が見られるなど、着実に成果が現われているところでございます。

また、少年サポートセンターと保護観察所との連携でござりますけれども、常に警察では、サポートセンターを中心に、学校、児童相談所その他他の関係機関等と連携を密にするよういたしているところでございまして、保護観察所とも緊密に連携を取りながら少年非行の防止に努めているところでございます。

○行田邦子君 是非これからも連携を更に深めていくて、そして、受け身の対応ではなくて未然に防ぐという再犯防止に取り組んでいただきたいとうことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。

まず、国選付添人対象事件の拡大についてお尋ねをしたいと思います。

現在の裁量による国選付添人制度の趣旨について、法務省はこの導入の際におおむね申し上げる四点の説明をされています。

一つは、重大事件については、重い処分が予想されるとともに、処分自体に社会的な影響、関心も大きいため、より適切な処遇選択が要請されること。二つ目に、弁護士付添人を付することで行状や環境などに關する資料を十分に収集でき、適切な処遇に資することになるほか、付添人による環境調整も期待できること。三つ目に、付添人が付された上で審判が行われることで審判結果について少年の納得も得られやすくなり、更生意欲を高めることができること。最後、四つ目に、観護措

しょうか。

○政府参考人(林眞琴君) 今委員御指摘のとおり、「一つには、観護措置がとられた少年についてより適切な処遇選択の要請。あるいは、環境調整等を通じて少年に対する援助を行うことが適当なときがあること。さらには、付添人が付くことで少年の納得、それを踏まえた上で更生意欲を高めること。さらには、付添人の活動により再非行防止、こういったものを図ると。この四点を理由として導入がなされたものでございます。

○仁比聰平君 今のような趣旨は、実際に多くの付添人活動にとっておおむね実感も伴うものだと思つて、そこで、受け身の対応ではなくて未然に防ぐという再犯防止に取り組んでいただきたいとうことをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今回、家裁の裁量による国選付添人の制度を、対象事件の範囲を拡大を行いますが、それは、まず第一に、現行法による国選付添人制度の対象とされていない事件の中に、より適切な事実認定のために国選付添人が関与することが相当であろうと思われる事件があるということが一つ、それから、付添人が少年審判の段階から環境調整を行っていくことが少年の更生や再犯防止に資するだろうということです。そこで、国選付添人制度の対象とされていない事件の中にも、より適切な事実認定のために国選付添人が関与することが相当であろうと思われる事件があるということが一つ、それから、付添人が少年審判の段階から環境調整を行っていくことが少年の更生や再犯防止に資するだろうということです。そこで、少年審判手続において、裁量による国選付添人は、今先ほど申し上げましたように、適正な事実認定を行う、あるいは再非行防止をより正確な事実認定を行うことになりました。

それで、少年審判手続において、裁量による国選付添人は、今先ほど申し上げましたように、適正な事実認定を行う、あるいは再非行防止をより正確な事実認定を行うことになりました。

されど、国選付添人を付する裁判官の判断が積極的に行われるのを私も期待したいと思うんですね。法制審でも、付添人が果たしている役割を考えれば、身柄を拘束された全事件に付けられるのが一番よいのかもしれないという意見も出されています。

そこで、その裁判所の裁量の判断基準や判断要素についてお尋ねしたいと思うんです。

条文では、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、必要があると認めるときとされているわけです。無論、個別の判断なんですが、もちろん非行事実に争いがあるなしに関わらないのことは当然のこと、捜査段階で逮捕、勾留をされていられる被疑者段階で国選、私選の弁護人が選任され継続した付添人の選任を求めてきていくと、こうした事情も重要な要素としてできる限り国選付

今まで行つてきているところでございます。

いう国選付添人に期待される役割は今回の改正前後で変わることはないと考えております。

それから、現行法上、被疑者国選弁護制度の対象事件より国選付添人の対象事件が狭いために、少年が改めて自ら付添人を選任しない限り、国選による継続的な活動が期待されるというようなことがございます。

○仁比聰平君 より適切な事実認定のためにどうぞ、これは少年審判やあるいは付添人活動のこれまで原点であり、出発点、大前提だと思うわけですが、そこで最高裁にお尋ねをしたいんですけど、国選付添人にどのような役割を期待されるか、その点をお尋ねしたいと思います。

今大臣からもお話をあつた付添人の果たす役割で、これまでの国選付添人の選任率を見ますと、二〇一〇年で三%、二〇一一年で四%、二〇一二年で僅か三%にとどまっているわけです。

今大臣からもお話をあつた付添人の果たす役割からすれば、対象事件を重大事件に限らずに、窃盗や傷害など被疑者国選弁護の対象事件とも一致させた今回の改正の趣旨が今後実務の中で生かされて、国選付添人を付する裁判官の判断が積極的に行われることを私も期待したいと思うんですね。法制審でも、付添人が果たしている役割を考えれば、身柄を拘束された全事件に付けられるのが一番よいのかもしれないという意見も出されています。

添人を付するという判断をすることが制度の趣旨に沿うと思うんですが、家庭局長、いかがでしょ

うか。

○最高裁判所長官代理人(岡健太郎君) お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あくまで個々の事案における裁判官の判断事項でございますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が選任されていて国選付添人への選任を求めていることといった事情が国選付添人の要否を裁判官が検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると思われているものと承知しておりますが、最終的には、あくまで法文上にありますように、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、総合的に判断する、個別の事案において判断されるものと考えております。

○仁比聰平君 実際上、日弁連の努力も積み重ねられて、被疑者としてとりわけ身柄拘束をされて以降、この保護処分や刑事処分も一連の手続として見通しながら弁護士が付添人としての活動をしつかり行つていいこうという取組が、今少年審判で多くの付添人が付けられているという、そういう到達をつくり出していくると思うんですね。これを今後しつかり国選付添人の選任といふ形で生かしていくことが必要だと思います。

別角度でお尋ねしますが、そうした裁量の判断が予算の残高といった財政的理由で左右をされることなど考えられないと思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理人(岡健太郎君) お答えいたしました。

これも国選付添人の選任の判断に関するお尋ねでございますので、個々の事案における裁判官の判断事項ということにはなりますが、これも、現在の裁量国選付添人の選任の実務におきましては、予算の残高などの財政的な事情は国選付添人の否を裁判官が検討する際の考慮要素にはなつ

ていないのではないかなどいうふうに承知しております。

○仁比聰平君 大臣、観護措置決定事件の対象事件の六割程度と、そうした想定で本年度予算が編成されているのだろうと思うんです。ですが、実際の運用で仮に予算が不足をしてくるとなれば、

これがもちろん必要な手当てをされるものと思

りますが、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 平成二十六年度予算で国選付添い事業経費については約五億六千九百万

円を確保しているわけですが、これは平成二十五年

度と比べまして、増加するというので、約五億一千三百万を増額したものでございまして、これで十分対応できるのではないかと考えております。

しかし、だから、委員のおっしゃるような御懸念は今のところ当たらないんじゃないかと思いま

すが、万が一そういう事態に陥った場合には、こ

れは関係機関と十分に、主としてまず財務という

ことになると私は思いますが、十分に協議して、必

要な予算上の手当てについて適切に対処していく

べきやならないと、こういうことだらうと思います。

○仁比聰平君 次に、更なる対象事件の拡大についてお尋ねしたいと思うんですが、まず虞犯なんですね。観護措置だと少年院送致率を見ます

と、窃盗や傷害など、より虞犯が極めてその割合が高い。それはその少年の要保護性の高さを示していると思うんです。

大臣、こうした虞犯での先ほど確認いただいた

付添人活動の意義ですね。要保護性を除去、軽減すべきではありませんか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 虞犯事件は、犯罪に結

ぶ付くような問題行動があつて要保護性は高いけれども、犯罪には至らないような少年に係る事件

ということだと思いますね。

それ 자체は、罪を犯した少年と比較すると、社

会的に見て重要な事件であるとまで求めてい

るというふうには理解しておりません。

○仁比聰平君 義務付けるかどうかは別として、そうした法的援助を提供することという勧告の意味をもつともっと政府部内でも国会でも深め、議論をしていく必要があると思うんですね。

身柄、例えば少年鑑別の措置がとられている事

件で、国選が付く事件、そうではない事件という状況でございます。家裁送致後に観護措置をとられた少年の虞犯制度の範囲については、これはかなり慎重に吟味しなければならないのではないかと考えております。

まだいま明らかではないと私は考えております。家裁送致後に観護措置をとられた少年の虞犯事件についてまでその範囲を拡大すべき必要性はまだまだ明らかではないと私は考えております。

事件について今までその範囲を拡大すべき必要性はまだまだ明らかではないと私は考えております。家裁送致後に観護措置をとられた少年の虞犯事件についてまでその範囲を拡大すべき必要性はまだまだ明らかではないと私は考えております。

未成年の権利委員会から、二〇〇〇年の法改定以降三回の勧告がなされているのは御存じかと思います。総括所見においては、少年司法についてはいままで条約の原則及び規定と適合していないと厳しく指摘をされているわけですね。例えば、第二回目の総括所見では、法律に抵触した子供に対し、法的手続全体を通じて法的援助を提供されること、第三回目の所見では、全ての子供が手続のあらゆる段階で法的その他の援助を提供されることを確保することと勧告をされているわけです。

この子どもの権利委員会の勧告の中に、こうした指摘もあります。法に抵触した子供に認められない手続的保障、弁護士にアクセスする権利を含む、が制度的に実施されていないため、特に自白の強要及び不法な捜査実務が行われているという指摘です。

捜査段階でこうした事態を根絶することはもちろんですが、その影響の下で作成された捜査記録が全て一件記録として送致されることによって始まる少年審判の手続が、こうした捜査に影響されず適切な処遇を決していくためには、私、弁護士付添人の活動というものは極めて重要だと思うんです。

その続きで、非行事実に争いがある場合の事実認定の在り方について議論を進めたいと思うんですけど、少年法は、健全育成という目的理念を果たすために、家裁に全ての事件を送致し、裁判官を主宰者とする少年審判に委ねることとしているわけです。ですから、その職権主義的審問構造における裁判官の権限と責任が少年審判の柱となるわけですね。

この委員会での岡本参考人もお述べになりましたけれども、裁判官は、少年が非行事実について

は言えない、そして虞犯少年は家裁係属前の捜査手続において身柄を拘束されることもないといいます。その一方で、相応の予算措置を伴う国選付添人制度の範囲については、これはかなり慎重に吟味されていますが、これはかなり慎重に吟味しなければならないのではないかと考えております。

件の六割程度と、そうした想定で本年度予算が編成されているのだろうと思うんです。ですが、実際に運用で仮に予算が不足をしてくるとなれば、それがもちろん必要な手当てをされるものと思われるのですが、いかがですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 平成二十六年度予算で国選付添い事業経費については約五億六千九百万円を確保しているわけですが、これは平成二十五年度と比べまして、増加するというので、約五億一千三百万を増額したものでございまして、これで十分対応できるのではないかと考えております。

しかし、だから、委員のおっしゃるような御懸念は今のところ当たらないんじゃないかと思いま

すが、万が一そういう事態に陥った場合には、これは関係機関と十分に、主としてまず財務という

ことになると私は思いますが、十分に協議して、必要な予算上の手当てについて適切に対処していく

べきやならないと、こういうことだらう思います。

○仁比聰平君 さて、次に、更なる対象事件の拡大についてお尋ねしたいと思うんですが、まず虞犯なん

ですね。観護措置だと少年院送致率を見ます

と、窃盗や傷害など、より虞犯が極めてその割合が高い。それはその少年の要保護性の高さを示して

いると思うんです。

大臣、こうした虞犯での先ほど確認いただいた

付添人活動の意義ですね。要保護性を除去、軽減

すべきではありませんか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 虞犯事件は、犯罪に結

ぶ付くほどの極めて大きいと思うんです。今回の法案では対象外となっていませんけれども、拡大を目指すべきではありませんか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 虞犯事件は、犯罪に結

ぶ付くほどの極めて大きいと思うんです。今回の法案では対象外となっていませんけれども、拡大を目指すべきではありませんか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 国連の児童の権利条約

でございますが、この条約の解釈については外務省の所管事項でございますので余り踏み込んだことは申しませんが、その児童の権利条約四十一条二の(b)の(ii)というところにいろいろ規定がございま

す。ここに書いてあることは、児童が法的その他に適切な援助を受けることを締約国が認めること、

おける裁判官の権限と責任が少年審判の柱となる

わけですね。

この委員会での岡本参考人もお述べになりました

けれども、裁判官は、少年が非行事実について

は言えない、そして虞犯少年は家裁係属前の捜

査手続において身柄を拘束されることもないとい

うことです。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござりますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

りますが、現在の裁量国選付添人制度の運用の

実務におきましては、委員御指摘の、捜査段階で

逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が

選任されていて国選付添人への選任を求めている

ことといった事情が国選付添人の要否を裁判官が

検討する際に考慮に入る一事情とはなり得ると

されています。

○仁比聰平君 お答えいたしました。

国選付添人の選任は、委員御指摘のとおり、あ

くまで個々の事案における裁判官の判断事項でござ

やつてないないと否認をしているとき、決してその少年の言い分をうのみにしてはおりません。共犯者が多數、あるいは証人がたくさんいる、あるいは客観的、直接的な非行事实を裏付ける証拠がないなど、事件の内容が複雑な場合はもちろんありますが、その下でも、眞実を見抜いて事実を認定して、少年法の理念に沿った処分を決めるために、そういう意味で言わば少年と対峙して事に接するというのが、臨むというのが裁判官の職責なのではないでしょうか。

家庭局長、そうした努力をそれぞれの裁判官がこれまで積み重ねてこられたのだと思いますが、いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 少年審判を担当する裁判官において適正な審理を行うということはもちろんございますが、具体的な否認事件の審理の在り方についてのお尋ねということでございますと、個々具体的な事件における裁判官の審判指揮に関わる問題でございますので、事務当局としての立場としてコメントは控えたいと

お尋ねをうながすと、個々具体的な事件における裁判官の決定、現行法あるいは改正案のその決定の要件というの是非答弁いただきたいところかと思うんですね。

そうした少年審判の基本構造を変えないという前提で、検察官を出席させる裁判官の決定、現行法あるいは改正案のその決定の要件というの是非答弁いただきたいところかと思うんですね。関与する必要があると認めるときにできるとされております。

そこで、法務省刑事局長にちょっとと通告と順番変わりますけれどもお尋ねしますが、要保護性に関する事実のみが争いになつてている場合はこの条には当たりませんね。

○政府参考人(林眞琴君) 檢察官関与決定については、委員御指摘のとおり、非行事实を認定するための審判手続に検察官が関与する必要があると認めるときに行なうことができるとなつております。この場合の非行事实というのは、構成要件該当事実はもとよりでございますが、それに犯行

の動機、態様及び結果その他該犯罪に密接に関連する重要な事実を含むものでございますが、いわゆる要保護性のみに関する事実はこれに含まれないと考えられます。

したがいまして、要保護性のみに関する事実の認定に必要があるということを理由には検察官関与をすることを認めることはできないと考えております。

○仁比聰平君 最高裁、検察官の関与を認めた場合でも、その要保護性の審理には立ち会わせてはならないのではないかと存じます。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えいたしました。

ただいま法務省から説明がございましたとおり、検察官関与事件においては、検察官は非行事实を認定するための審判の手続に関与するものであり、いわゆる要保護性を認定するための手続に関与することは予定されておりません。したがいまして、非行事实認定のための手続が終了した後には検察官は退席するというような運用が一般的であるというふうに承知しております。

○仁比聰平君 要保護性の審理には立ち会わせてはならないというこの趣旨をしつかりどの事件でも、一つのどの事件でも徹底して貫いていた

だときたいと思います。

非行事实に争いがあるという場合なんですが、この非行事实の争いといつても様々なんですよ

ね。とりわけ犯罪の成立そのものには重大な影響を及ぼさないような場合、言わば構成要件の主要な事実には争いがない場合、この場合は、それは

な事実には争いがない場合、その裁判所に送致された後、本當はやつてありますか。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法二十二条に、検察官関与の決定については一定の罪の事件であればこれは必要なだけではなくて、それに

加えて、家庭裁判所が検察官をその審判手続に非行事实を認定するために関与させる必要があると認める場合にこれを認めることを規定しております。

したがいまして、今回の改正によって、検察官関与制度が対象事件が拡大されるわけでございますが、この点については、このメカニズム、この規定については変更されるものではありません。おきましては、非行事实を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるど

きという法律の要件に照らし、必要と判断した場合に検察官を関与させており、委員御指摘のとおり、全ての否認事件に検察官を関与させているわけではないというふうに承知しております。

○仁比聰平君 例えば、二〇〇〇年改正の五年後見直しに向けてという趣旨で行われた裁判官数名による司法研究というのがあります、これを見ますと、そもそも関与の必要性があつたのか、要らなかつたのではないかという事例が多く見られるわけです。

七十二人の少年事件のうち、証人尋問が現実になされたのは四十件にとどまる。ですから、五五%程度なんですね。現実に証人尋問が行われてない件が多くある。担当した裁判官のアンケートでは、さほど有益であったとは言えないという回答が十二件で、非常に有益だったという回答を上回っているわけです。

一般保護事件のうち、改正法案の長期三年以上というふうに当てはめたときに、証人尋問実施件数が平成二十五年で約百三十件に上るというようこのさほど有益であったとは言えないというよう御答弁が衆議院の委員会でありますけれども、裁判官が後から振り返って感じるような運用、あるいは証人尋問も実際にはなされないといふような運用がこれからもあり得るのかと。刑事局長、そうならないという保証が改正案の条文上ありますか。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法二十二条に、検察官関与の決定については一定の罪の事件であ

る。その言い分をよく聞いて吟味をするとともに、捜査段階での、つまり検察官の取調べではないと述べ始めたときにどうするのか。裁判官

が一件記録として送られてきているという事件で、少年が家裁に送致された後、本當はやつていますね。捜査段階で少年の自白調書がある、これ

が反する調書が作成される可能性が極めて高いわけ

ですね。捜査段階で少年の自白調書がある、これが

一一件記録として送られてきているという事件局長、そうならないという保証が改正案の条文上ありますか。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法二十二条に、検

察官関与の決定については一定の罪の事件であ

ればこれは必要なだけではなくて、それに

加えて、家庭裁判所が検察官をその審判手続に非

行事实を認定するために関与させる必要があると

認める場合にこれを認めることを規定しております。

○仁比聰平君 現場の裁判官は、その事実審理、とりわけ供述、なんかず少年の自白が問題と

ます。家庭局長、いかがですか。この問題は、そこを吟味するものだと思います。そこで、その問題はないのか、そこを吟味するものだと思います。しかし、その裁量的判断、決定に対しては抗告はできないということになつてているんでしょ。争えない。その裁判官の裁量が本当に適正に行われるのかといふことが極めて重要なのです。が、特に、非行事实に争いがある場合に、極めてシビアな問題になる自白という問題についてお尋ねしたいと思います。

関係者の供述、中でも少年の自白に争いがあるという場合に、裁判官、どう臨むのかと。少年は、今日も議論がついているように、未熟で暗示にかかりやすく、取調べ官に迎合をしやすい。その中で、取調べに対する抵抗力が成人以上に弱くて、結果、人権侵害も起こります。加えて、意に反する調書が作成される可能性が極めて高いわけですね。捜査段階で少年の自白調書がある、これが一件記録として送られてきているという事件局長、そうならないという保証が改正案の条文上ありますか。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法二十二条に、検

察官関与の決定については一定の罪の事件であ

る。その言い分をよく聞いて吟味をするとともに、捜査段階での、つまり検察官の取調べではないと述べ始めたときにどうするのか。裁判官

が一件記録として送られてきているという事件

で、少年が家裁に送致された後、本當はやつていません。この問題は、そこを吟味するものだと思います。が、家庭局長、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) 個別の審理の在り方に關する御質問でありまして、最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) が、家庭局長、いかがですか。

○仁比聰平君 現場の裁判官は、その事実審理、

とりわけ供述、なんかず少年の自白が問題となつたときに、本当に真剣に審理に臨み、審判に臨んでいると、そういうふうに確信をしたいと思います。うんですね。けれど、この二〇〇〇年の改正で検察官の関与が行われるようになつてから、捜査檢

事が少年審判に関与するという例が幾つもあります。

審判で自白の任意性や信用性がないのではない
かということが問題となつてゐるときに、その自

○最高裁判所長官代理者（岡健太郎君） 平成二十一年七月十一日最高裁第三小法廷決定における田原裁判官補足意見の最終段落部分は、以下のとおりでござります。

「本件は、事件関係者が、客観的証拠と明らかに矛盾する事実について、更に幾回の意図で加々えて

が、家裁の決定によって少年審判に検察官が関与することができるときの趣旨は、職権主義的な審問構造を採用する少年法の下で、あくまで家裁の手続主宰権に服しつつ、公益の代表者の立場から、的確に事實認定が行われるよう審判協力者として関与するという点にあるわけでございまして、仁比委員は不適切であるとおっしゃつてい

あるということを十分認識した上で、適切に対応していくべきものと考えております。
○仁比聰平君 そうした手続の主導権に服していないという行為があつたときに、これを法的にただせる、少なくともそういう条件は私は必要だと思います。

元々、検察官の関与は少年法の理念に反するものだと私はいますが、裁判所は必要な補充捜査を求める事もできるし、裁定合議を行うことも

も捜査検事の関与は認めてはならないのではない
かと思いますが、いかがです。

には全く関与していないことが後に明らかとなつた少年も、一旦自白している)。刑事案件、少年事件に関与する者には、証拠の評価、殊に自白と客観的正処にこつき眞言は理所が我らう。

いう家庭裁判所の手続主宰権の下で自らの職務を行つていいことではないかと思います。
○仁比聰平君　いや、裁判所の協力者としてといふうにおっしゃるけれども、例えばこの大阪の事件だつて、裁判所の不処分決定が不服だから検

できるようになっています。重大事案については原則逆送という規定が設けられた下で、逆送事件も増えていくわけですね。

少年審判も元々、捜査を遂げて言わば黒という一件記録が送致されて始まる審判手続なわけですから、そこにも元々は国家刑罰権の行使を任務とする検察官が関与を広くするということになるな

要素や方向性についてはお話しになつたじやないですか。なぜこの検察官関与のありようについて

○仁比聰平君 そうした指摘がされている事件について、弁護士の皆さんの報告によると、その捜査検事は警察で供述を変転させた少年に、君の供述をもとに「つづいて」として、手を差し込んで三回打った。

こうした下で、先ほどにちょっと話戻しますと、捜査検事と公判の検事を分離するというのは地方の支部ではなかなか難しいんですね、現実には。だけれども、前の質問、答弁で、限定的な運用なんだ、数は限られるんだというふうに

ら、少年司法の理念は損なわれるということにないと思います。少年審判においては裁判所が自ら非行事実の認定に当たることが大原則であつて、私は反対ですが、検察官関与は、非行事実の認定にとってほかに代替手段がない、やむを得ない場合に限つて認められていく、こうした運用が少ないととも裁判所においてされることを期待をしたい

判断に懸かっているわけでしょう。この裁判官の判断で、固々の裁判官の判断と言わば全てが懸

こうした認識の検査事が少年の審判に立ち会つて、捜査過程での自白調書を自ら作成した、あるいは警察の自白調書にのつとつたそのままの

○政府参考人(林眞琴君) この検察官関与は、先
かりませんか。そういう形ででも、この捜査検事
が自ら審判庭に臨む、こういうやり方はやめる
と、そういう方向で検討すべきなんじゃないで
すか。ちょっと大臣、もう一回。

最後に、自白でも常に問題になる取調べの可視化ですが、この試行が行われていますけれども、裁判員対象事件などに限られています。警察庁に聞きますと、平成二十四年度の少年被疑者について録音、録画を実施した件数は四百二十八件にとどまっているわけです。一方で、平成二十四年の

の判断事項ということです」といいます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 大臣、こうこうとに何の問題もないと考えられますか。

審判手続、その手続主宰権に服しながら検察官が
限定的に関与するものでございます。その場合に
は、他方で弁護士の付添人もおるわけで、そのま
た付添人もこの家庭裁判所の手続主宰権に服しな
がら審判に関与するわけでございます。

少年保護事件の新受件数のうち検察官送致の件数は十一万五千六百三人、司法警察員送致は八千八百五十九人で、合わせておよそ十二万五千人に及ぶわけですね。この新受件数のうち可視化が、录音、録画が実施されている件数というのは、おおむねですよ、おおむねですが、〇・三%なんです。

局長、この中で、田原睦夫裁判官の意見の最後の段落を御紹介ください。

ません。
今更こんなことを申し上げてもなんであります

第三部 法務委員會會議錄第九號 平成二十六年四月十日 【參議院】

少なくとも少年事件については取調べ全過程の可视化を直ちに実現すべきではないのか。この検察関与の運用の実態を徹底してつかんで、これを検証するということが求められると思いますが、

○國務大臣(谷垣禎一君) 可視化は現在試行中でありますけれども、試行の実施状況を把握するための調査を行つてゐるわけですが、少年事件については、少年事件自体が試行対象事件とされておりませんので、今委員がおつしやつたように、その件数については今まで把握してきてはおりません。もつとも、現在の試行対象事件に該当する少年事件については取調べの録音、録画の試行を行ふととなつておりますので、検察当局においては進行の実施状況を把握するための調査を行つ中で、録音、録画を実施した少年事件の件数についても把握の要否も含め、適切にこれから検討していくものと考えております。

本日の議題となっております少年法の一部を改正する法律案につきまして伺わせていただきたいと思います。

今回のこの少年法というのを昭和二十三年法律六百六十八号として制定をされまして、以来、大きな改正はこれまで三回ございましたが、これまでの改正を全て合わせますと二十二回の改正を経ているという現状がございます。

少年法は、少年の保護事件、少年の犯した刑事事件に関する刑事訴訟法の特則を規定した法律でございますけれども、法律として扱うところといたしましては、刑法法という側面、そして、成年法の途上であり、心身共に未成熟な子供に関する法という側面、そして、少年保護手続に見られる教育的働きかけをする等の教育法の側面、また、行事実に限らず、要保護性に関する調査や問題解決の働きかけを含む福祉法的側面、以上のような多様な側面を備えた法律でございますけれども、

非行少年への制裁と同時に、将来再び犯罪や非行を犯さないように健全に育成していくこうということがこれ理念としてあるわけでございます。また、成人の場合の刑事司法手続とは異なりまして、これは訴訟便宜主義ではないということです。ございまして、全ての少年による犯罪事件が家庭裁判所に送致される全件送致主義が、これは取られてるというところでございます。また、裁判官が原則一名で職権主義的に審判前に全記録を閲覧をして、少年との対話によりまして非行事実と要保護性を判断いたしますので、これは成人事件の当事者主義とは異なるということがございます。また、調査前置主義が取られまして、家庭裁判所調査官による調査により、審判が必要かどうか、また審判後の判断もなされるということになるわけでございます。

現在、少年犯罪の傾向といたしましては、これは新たな課題といったしまして、いじめに関する事件による検挙、そして補導者の増加、そしてさらには少年が関係する振り込め詐欺の急増、また初犯者の低年齢化などに対しましてもこれは対処していくかなければならないという現状がございまして、

そこで、谷垣法務大臣に、この度の少年法の一部を改正することへの理念につきまして、また法改正に至る社会状況やその背景につきまして、どのように御認識に基づかれるのか、そして何を目指していかれるのか、立法事実、すなわち今回の法改正、制定の根拠付けというのはどういったところにあるのかを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今度の少年法改正は、一つは、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度、それから検察官閲与制度の対象事件の範囲を拡大していく、こういうことが一つですね。それからもう一つは、少年に対する刑事処分の規定の見直しを行おうというのも一つです。

それで、そのうち、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度等々の対象事件を拡大していくこととがこれ理念としてあるわけでございます。まことに送致される全件送致主義が、これは取られてるというところでございます。また、裁判官が原則一名で職権主義的に審判前に全記録を閲覧をして、少年との対話によりまして非行事実と要保護性を判断いたしますので、これは成人事件の当事者主義とは異なるということです。また、調査前置主義が取られまして、家庭裁判所調査官による調査により、審判が必要かどうか、また審判後の判断もなされるということになるわけでございます。

現在、少年犯罪の傾向といたしましては、これは新たな課題といったしまして、いじめに関する事件による検挙、そして補導者の増加、そしてさらには少年が関係する振り込め詐欺の急増、また初犯者の低年齢化などに対しましてもこれは対処していくかなければならないという現状がございまして、

そこで、谷垣法務大臣に、この度の少年法の一部を改正することへの理念につきまして、また法改正に至る社会状況やその背景につきまして、どのように御認識に基づかれるのか、そして何を目指していかれるのか、立法事実、すなわち今回の法改正、制定の根拠付けというのはどういったところにあるのかを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今度の少年法改正は、一つは、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度、それから検察官閲与制度の対象事件の範囲を拡大していく、こういうことが一つですね。それからもう一つは、少年に対する刑事処分の規定の見直しを行おうというのも一つです。

それで、そのうち、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度等々の対象事件を拡大していくこととがこれ理念としてあるわけでございます。まことに送致される全件送致主義が、これは取られてるというところでございます。また、裁判官が原則一名で職権主義的に審判前に全記録を閲覧をして、少年との対話によりまして非行事実と要保護性を判断いたしますので、これは成人事件の当事者主義とは異なるということです。また、調査前置主義が取られまして、家庭裁判所調査官による調査により、審判が必要かどうか、また審判後の判断もなされるということになるわけでございます。

現在、少年犯罪の傾向といたしましては、これは新たな課題といったしまして、いじめに関する事件による検挙、そして補導者の増加、そしてさらには少年が関係する振り込め詐欺の急増、また初犯者の低年齢化などに対しましてもこれは対処していくかなければならないという現状がございまして、

そこで、谷垣法務大臣に、この度の少年法の一部を改正することへの理念につきまして、また法改正に至る社会状況やその背景につきまして、どのように御認識に基づかれるのか、そして何を目指していかれるのか、立法事実、すなわち今回の法改正、制定の根拠付けというのはどういったところにあるのかを改めてお聞かせいただきたいと思います。

いうことにつきましては、現行法による国選付添人が相当であろうという事件が存在するといふと、そして、付添人が少年審判の段階から環境調整を行うことが少年の更生、再犯防止に資する確実性が多いのではないか、そういうことから、制度改正の対象となる事件の範囲を現行よりも一定程度拡大しようというわけです。

それからもう一つの、少年に対する刑事処分の規定の見直しについては、現行の不定期刑の長期化が十年、短期の上限が五年となつていて、この上はもう、年取ると言葉が出てこなくなつてしまいまして申し訳ありません、無期になるわけですね。そうすると、無期と差が余りにも十年では開きがあり過ぎるというようなことがいろいろございまして、実際の裁判において適切な量刑を定めることができない事案が指摘をされておりました。

こういつたことから、少年が犯した行為に応じてより適正な量刑をなし得るようにするために、不定期刑についてその上限と下限をそれぞれ引き上げるなどの所要の整備を行うということでありナリとして、こういつた改正によつて、少年審判における事実認定手続のより一層の適正化や少年の更生、再犯防止が促進されるとともに、刑を科すべき少年に對して一層適切な量刑を行うことができるようになるものというふうに考へてみると、ござります。

○谷亮子君 ありがとうございます。

適正な量刑がなされるための整備ということはございまして、今、谷垣大臣の方からお話をありましたように、やはり、法律の合理性を支えるという観点からは、人道的、また社会的、また文化的、また経済的な根拠に基づく今回の法改正でなければならぬというふうにも私は感じております。ですから、厳罰化という観点ではなくて適正化が國られていくということも考えられるのです。

るというふうにも考えられると思います。
そして、次に、検察官の専門性につきましてお伺いしてまいりたいと思います。

検察官の本来の役割といったしましては、犯罪を捜査し犯人に対して裁判を起こしていくことや、その裁判では犯罪事実を明らかにして被告人が有罪であるということを立証してこれは証明をしなければなりません。しかし、少年審判では、本来の役割とは異なりまして、少年の更生に資するために職務を果たさなければなりませんけれども、ここでは、現行の少年法第二十二条にござりますが、審判は、懇切を旨として、和やかに行なうとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならないとござります。そして、二にござりますけれども、審判はこれを公開しない、三にござりますが、審判の指揮は裁判長が行なうとされております。

そこで、検察官が審判へ関与する範囲が拡大することに関連いたしまして、これは社会学や、教育的にもそして文化的にも少年の心理等に精通する検察官の素养が求められるというふうに思いますが。このことへの取組やその対処を法務省としてどのように取り組まれるのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(林眞琴君) 検察官が少年審判に関する検察官関与制度があるわけでございますが、その際の検察官に求められるものということとの前提といたしまして、やはりまず、先ほど来も出ていますが、少年審判手続における検察官というものが通常の刑事裁判における役割とは異なるということをございます。あくまでも裁判所の手続主宰権に服しながらその審判に協力するということ。あるいは、その協力する範囲も、検察官がその非行事実の認定のための審判手続に関与するものであつて、要保護性の審理あるいは処分決定手続に関与するものではないということ。また、検察官が関与することとなつた審判におきましても、少年の健全育成等を目的とする少年法の一条でありますとか、先ほど御指摘のありました、少

年審判の方式について懇切を旨として和やかに行

す。

今回の少年法改正の趣旨の中には、これは中心

士が支援をするといった場合には、一定の資力要

することなどを定めた少年法二十二条の規定が当然適用されるということ。

すなわち、関与する検察官は、こういった少年審判手続における検察官の役割、また、今申し上げたような、当然ここには限界がございます、その限界があることに対する認識、こういった少年法の趣旨を十分に理解した上で少年審判に出席すべきものと考えます。

そういたしますと、まずは、検察官においては、こういった検察官閥手手続における検察官の役割、少年法の趣旨というのを十分に理解、認識させる必要がございます。こういったことについては、これまでも少年事件を取り扱う検事を対象に、こちら参考にならせて貰った「少年事件に関する講義」について

とある修業において少年事件に関する講義として、
ような形で行つてきましたのでございます。

また、御指摘のように、少年審判に関与する以上、社会学でありますとか少年の心理等に精通すること、さらに、そういうことを踏まえた幅広い知識というものを貢献していくことは非常に重要なこと

の法改正の趣旨を踏まえまして、今後ともそういった研修などを通じて個々の検察官、そういう面での専門性を向上させるべく努めていくものと考えます。

○谷亮子君 ありがとうございます。やはり少年審判に適応した、また適正なこれは対応というのがこれから必要になつてくるということが分かりました。

てまいりたいと思います。

ております。そして、第三項、三で、前二項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより選任するものとされておりま

そこで 今回の改正案で、対象事件の拡大により窃盗、傷害、恐喝等が国選付添人制度の対象事件とされることになりますけれども、この裁判所により選任される国選付添人に閣としても、少年事件にとりわけ精通をし、少年の心理や社会学などに高い素養がこれは求められると思います。国選弁護人は法テラスを通じて選任されるとのことでござりますけれども、紹介を求められた弁護士会が付添人である弁護士を指名通知するに当たっては、少年事件への適性、適格性をどのように保っていくのか、そしてどのような体制整備をいたいと思います。

を擁護し、適正な審判、処遇決定のための適正な活動を行える者でなければならず、国選付添人には少年事件に対する素養が求められることは御指摘のとおりでござります。

日本司法支援センターは、いわゆる法テラスで、事件の拡大に対応して、適切な付添人が選任されるよう、その候補者名簿の内容などにつきまして、各地方の弁護士会と現在協議を進めているところであります。

ころでございます。また、法テラスでは、法テラスに勤務します常勤弁護士に対して少年事件の研修を行っておりますほか、日本弁護士連合会や各地の弁護士会では、付添人の活動についての各種研修や奨励会などを実施しております、こう

研修や検討会等々が行われていて、
といった取組を通じまして、国選付添人候補者の少
年事件に関する素養が醸成されるものと承知して
おります。

今後も期待してまいりたいというふうに思つておられます。
そして、次に、被害者救済の観点からもお伺いします。
したいというふうに思います。

的な部分ですけれども、国費で匡選付添人制度と検察官閥与制度の範囲を拡大することと、少年の刑事事件における科刑を、不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講じることでございまして、少年審判手続の適正化を図るためのものでございます。これは先ほどからも御説明いたしておりますが、この改正によりまして、少年犯罪の被害者と御家族等の関係者にとりましても、事実の認定が適切になされ、更生につながることは、これは期待をされているところもあるというふうに思います。

しかし、一方では、過酷な状況に突然身を置かれて、心をしつかりと持ち、被害者の立場でこれは意見を述べて審判の過程を見守るという責任もござりますし、またその責仟を果たしたいと思われる

れていると思います。しかし、そうした意見陳述等が大変大きなショックでできないという方もいらっしゃるしやいますし、先日の参考人質疑の中でも、御答弁の中にもございましたけれども、非常に精

精神的にも身体的にもこれは大変な御苦勞と大変な憤りを感じていらっしゃるというお話をございました。そしてまた、十分な制度も被害者側にはございませんだというようなお話を多くございまして、このことで踏まえた上で、法務省と

して、被害者救済とともに、これは少年法の今回の改正と同時に、こうした被害者救済というのは第一義的に同時に行われる必要があると私は思います。

現在、このようにお尋ねして、本署にお尋ねをして取組をつなげておられるのか、そしてまた、法的相談ができる制度等を今後拡充、拡大していかれるのか、その点につきましてお尋ねしたいと、いうふうに思います。

ます法チラスでは、一定の被害者支援の事業を行っているところでございます。また、それに加えまして、現状、少年審判に関しまして、犯罪被害者が行う意見陳述などの行為につきまして弁護

事業により弁護士費用が援助されておるというところです。

この辺連の委託事業を今後どのような形に考

えるか、例えば国費で晴うのかといった点につきましては、どのような弁護士活動を国費支出の対象とする必要があるのか、それが合理的な国民負担、財政負担と言えるのかといった観点から制度全体として検討をする問題でありまして、現在の厳しい財政事情を踏まえますと、慎重な検討を必要とするものと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き、被害者の方の声も十分聞きながら、関係機関とも適切に連携して必要な被害者支援の取組を行つてまいります。

○谷亮子君 ありがとうございました。
やはり、国費でのそつした賠償的な制度であつたり被害者救済といったものが、今後やはりしっかりと、その被害者の方たちの状況に応じて適正

に行われていくことが望ましいというふうに感じておりますし、今後もやはりそうした第一主義的に行わなければならぬ被害者の救済といった部分をしっかりと法務省としての取組を期待申し上げてまいりたいというふうに思つております

ます。
そして、次に、少年法における証人につきましてもお伺いさせていただきたいと思います。
少年審判における証人に関しては、少年法の第十四条第二項、第十七条第四項、第二十二条の

二、また第三十条、第三十一条、そしてまた少年審判規則においても、規定第十九条、第二十九条の三、第三十条の六、七、八、第三十三条がござります。

に、加害者である少年の更生を図るために、生き立ちから全人格的にこれは評価をしていかなければ、なぜ少年が犯罪を犯すに至つたのかはこれは明らかにできないというふうに思います。例え

ば、御両親、家族はもとより、担任の教員の方、そして友人等、また例えば生活保護を受けておられる家庭におかれましては、そうした民生委員の方たちの、家庭環境等も伺うといったような、そうした意見陳述の場をしっかりとこれは与えて、確認をし、また成長の環境もこれは明らかにされなければならないというふうに思います。

この証人の範囲、そして家庭裁判所調査官が調査の対象とできる参考人の範囲はどのようなものなのか、確認の意味も含めましてお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答えいたします。

少年審判におきましては、裁判所が職権で証人尋問をすることができるというふうにされておりまして、裁判所が事實認定のためにその者が経験した事実等を供述させることが必要と認められる場合に証人となつて証言することになります。

証人以外の形での意見の聴取、あるいは情報の収集という仕組みについてでございますが、まことに、被害者等は意見陳述の申出をした場合に、家庭裁判所が相当でないと認めるときでない限り、意見陳述をすることができます。また、裁判所は、審判期日において少年及び保護者に質問するほか、少年の親族、学校の教師、雇主等の関係者を審判に在席させ、要保護性に関する事情を聞くこともできます。

また、家庭裁判所調査官の調査におきましては、少年及び保護者に加え、必要に応じて、被害者、学校の教員、雇主等も対象として面接調査などを実施しているところでございます。

○谷亮子君 今、その在り方ににつきまして御説明いただきまして、ありがとうございます。やはり、証人の意見というものをしっかりと適切に適用していくことは非常に重要なことだと思いますのでござりますので、その場をしっかりと確保していただきたいなというふうに願つております。そして、次に、犯罪少年の更生と再犯防止について伺つてまいりたいというふうに思います。

このことは、少年の更生に必要な規範意識の涵養や更生意欲の喚起、そして本人の資質の改善に向けた処遇が必要でございまして、法務省におかれましてもその取組は進められてきているところであります。また、保護観察官や、法務大臣が民間から委嘱した保護司が協働して保護観察を行つてこられていることや、こういつた取組があるからこそ少年が更生をしていくのだと考えられています。また、日本の少年の更生が海外で評価されたという事例もございました。これは十八年前になりますけれども、日本の援助でタイ中部に少年院が新設されました。法務省から職員の方が派遣されてその取組は行われ、始まつたわけなんですけれども、その近時の結果につきましては、タイ政府によると、二〇一二年中に罪を犯した十八歳未満の少年のうち再犯者は約二〇%だったのが、一年以内に再び罪を犯して少年院に戻つたのは五%。

これは日本から持ち込まれた矯正プログラムの一端だということでございまして、開所前の一九九四年から日本の少年院の教官ら計三十二名がこれは派遣されてきたという取組でございました。

こうした結果を基に、アジア矯正建築実務者会議が昨年からこれは始まつております。日本とタイが、両国が呼びかけをして、今現在、韓国やマレーシアなど計九か国が参加をして取組を行つているということをございまして、法務省におかれましては、このことにつきましては、日本のモデルの刑務所がアジアに広がれば、国境を越えて更に少年の更生が広がりを見せ、また同時に、日本の民間企業が進出できる機会も増えると非常に期待をされているということも報告されておりました。

また、日本国内におきましても、新たに民間でのこうした少年への取組である職親プロジェクトがこれは設立をいたしておりました。この取組は、法務省や日本財團がバックアップをする、民間企業が集まって支援体制づくりでございました。

まして、この取組は世界初の試みであると報道でも発表されておりましたけれども、この職親プロジェクトは、企業が出店者や出所者に職場を提供いたしまして、日本財團が自立のための資金として一人当たり月八万円と交通費を半年間支給するというものでございまして、プロジェクトの推進、運営管理を行うというものでございました。

また、二〇一三年二月二十八日、これは日本財團と関西地方の民間企業七社でスタートをしたこの取組は、七社全体で五年間に百名の受け入れ目標とされておりまして、その後関西の二社が参加をしまして、六月の東京説明会を経てまた新たに関東を中心とする九社が新たに参加をされました。

また、無職者は有職者に比べまして再犯率が倍でございまして、働くことへの必要性というのはこれまでずっと指摘されてきていたことでございました。

そしてまた、こちらは法務省のホームページにも発信されておりましたが、二〇一三年三月十八日、谷垣法務大臣が矯正施設出所者に対する就労支援策、職親プロジェクトに関する協力依頼を受けておられました。谷垣大臣からは、職親プロジェクトは、矯正施設の出所者に再チャレンジを促す画期的なもので、再犯防止に大きく貢献するものと期待しており、矯正施設内で企業の社長と受刑者等の面接を実施させるなど、可能な限り協力する旨を伝えましたという報告もこれはされておりました。

このことを受けまして、採用に当たりましては、法務省やハローワークとこれは協力しながら企業が矯正施設の中に出向いて面談をし、入所者と自分たちの仕事場について話し合いをし、その上で出所後に六か月間の試用期間を提供をし、双方が合意すれば社員として採用をしていくということとなつてはいるということでございました。支援は主に十代から二十代の若い出所者が中心であるということです。このことにつきましては、心強い限りだなと思つていただいているところでございました。

そこで、法務省として少年非行や犯罪を防止する広報啓発活動としては何をやつてあるかということです。今年七月に社会を明るくする運動というのをやつて、これ、七月を強調月間としております。これは法務省が主唱している運動でございますが、全国各地において保護司等々

が中心になつて様々な活動を実施していくだいております。

平成二十五年中には、全国で保護司が学校等を訪問して、薬物乱用対策、薬物乱用防止について実際に担当した事例を基に講義するなどの非行防止教室、千二百九十八回実施をいたしました。それから、シンポジウムとか講演会でございますが、一般市民を対象に保護司会などが企画運営し、講師に専門家等を招くなどして非行防止についての理解を促進するシンポジウム、講演会、これは千六十三回実施されております。私自身も、昨年七月には有楽町のところで谷村新司さんと一緒にこの運動の広報活動をさせていただいたりいたしました。

法務省においては、効果的な活動事例について情報提供するなどして、今後も各地の保護司会等において地域社会のニーズを踏まえた非行や犯罪を防止する活動が展開されて、地域住民の方々から犯罪や非行の防止について一層の理解と協力が得られるよう、こういった活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

○谷亮子君 谷垣大臣、御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、谷垣大臣からお話をありました社会を明るくする運動、七月に行われているということで、私も子供が学校から資料を持って帰ってきまして、PTAの項目に、この社会を明るくする運動というものが項目の一つに書かれておりましたので、こうした取組というのがやはりしっかりと学校等々を通じても小さな子供たちに対しても行なっているという、非常につながっている運動だと思いますので、今、谷垣大臣から御紹介を受けました。改めてそれを思い出した次第でございました。

そして、やはり少年が更生をしていくという観点から、期待と、少年に対する更生する権利と、あとはやはり被害者の方が、少年が更生をしたと思いつたこと、どういったことを感じて、どういった実感をして、被害者の方が少年が更生をしていく

ていると感じられるのかということ、権利が二つあると思うんですね。

ですから、そうしたことへの権利利益の確立と、講師に専門家等を招くなどして非行防止についての理解を促進するシンポジウム、講演会、これは千六十三回実施されております。私自身も、昨年七月には有楽町のところで谷村新司さんと一緒にこの運動の広報活動をさせていただいたりいたしました。

法務省においては、効果的な活動事例について情報提供するなどして、今後も各地の保護司会等において地域社会のニーズを踏まえた非行や犯罪を防止する活動が展開されて、地域住民の方々から犯罪や非行の防止について一層の理解と協力が得られるよう、こういった活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

法務省においては、効果的な活動事例について情報提供するなどして、今後も各地の保護司会等において地域社会のニーズを踏まえた非行や犯罪を防止する活動が展開されて、地域住民の方々から犯罪や非行の防止について一層の理解と協力が得られるよう、こういった活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

○谷亮子君 谷垣大臣、御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、谷垣大臣からお話をありました社会を明るくする運動、七月に行われているということで、私も子供が学校から資料を持って帰ってきまして、PTAの項目に、この社会を明るくする運動というものが項目の一つに書かれておりましたので、こうした取組というのがやはりしっかりと学校等々を通じても小さな子供たちに対しても行なっているという、非常につながっている運動だと思いますので、今、谷垣大臣から御紹介を受けました。改めてそれを思い出した次第でございました。

そして、やはり少年が更生をしていくという観

ていると感じられるのかということ、権利が二つあります。後の一質問とさせていただきたいと思います。少年犯罪の抑止の取組につきましても最後に伺つてまいりたいというふうに思います。

本日の議題は少年法の一部改正でございますけれども、そもそも根底にあるのは、少年に犯罪を深くまた重要なだということを同時に私も感じた次第でございました。

そして、先ほどの職親プロジェクト、これに関する手前、民間企業の方々が非常に大きな取組として、少年犯罪を防止していきたい、また再犯を防止していきたい、また少年を更生させたいといったような思いからこの取組が積極的に行われているわけなんですか? どちらも、一つやはりその中で、先日の参考人質疑の中で大久保参考人がおっしゃつていらっしゃいましたけれども、これは賠償金の問題があると、更生をしているから仕事ができ、そして仕事ができるからこそ賠償金が払えるんだというようなお話をされていらっしゃいました。しかし、そういった制度はないというようなこともおっしゃつていらっしゃいましたので、しつかりとそうした賠償が行われることが決まります。

そういう現状もお話をいたしましたけれども、そうしたことを踏まえまして、こうした民間企業の方々がしつかりと協力をしてくださいますので、ある意味、少年が更生をするためにしっかりと職場で働いて、そしてその給与から差し引いて被害者の方たちに送つていくというようなことで、最初は一年、二年、三年、そういった期間からでも考えられるのではないかと、これは例えばかりと職場で働いて、そしてその給与から差し引いて被害者の方たちに送つていくというようなこと、最初は一年、二年、三年、そういった期間からお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 警察では、今お話を

お伺いして、私の質問を終わらせていただきました。法務省の皆様の取組というのが大変幅広くなっています。設入所中の少年については、少年審判の結果、保護処分に付されたり、あるいは保護観察官等から現に指導を受けていることから、少年の保護者から支援の求めがございます。保護観察所又は児童

福祉施設の長との連絡調整の結果、保護観察所長等から協力要請がありました場合には立ち直り支援というのを行つております。

今後とも、警察はもとより関係団体と連携に強化をして、少年の立ち直り支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○谷亮子君 ありがとうございました。

今回法改正がなされまして、実効性ある法律と少年法改正について最後の質問でございますが、改めて確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。

少佐法改正について最後の質問でございますので重なるところもございますが、改めて確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

政府は、検察官閥と制度の対象事件の範囲拡大関係についてお伺いいたします。

そこでお伺いいたしますが、職権主義的審問構造による少年審判が閑与する制度は二〇〇〇年の少年法改正によって導入されたものですが、検察官が少年審判に閑与することによって事実認定が適正化されるとする根拠は何でしょうか。また、成人の刑事裁判において検察官の果たすべき役割と少年法改正における検察官の役割の違ひについて、それぞれ谷垣法務大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、糸数委員がおっしゃいましたように、刑事裁判におきましては、当事者主義的な対審構造と、検察官と被疑者が対立して、そしてそこに裁判官が臨むという形を取つて、そういう中での刑事裁判における検察官の役割は、被告人の处罚を求める訴追官あるいは原告官としての役割を担つておられますね。こ

れに対しても少年法の場合は、あくまで家庭裁判所の裁判官が、少年審判を行う裁判所が職権主義的な役割を担つて行うものでありまして、職権主義的審問構造と言われておりますが、少年審判に関する検察官はあくまで審判協力者として家庭裁判所の手続主宰権に服しながら審判の手続に閲覧をするという違いがござります。

検察官関与制度は、審判協力者としての検察官の立場を踏まえながら、少年側以外の公益的見地からの視点による証拠の収集、それから吟味を加えることによって、非行事実の認定上問題がある一定の事件における事実認定手続の一層の適正化を図つていこうという制度でございます。具体的には、検察官関与の決定があった場合、検察官は、その非行事実の認定に資するため必要な範囲で、事件記録及び証拠物の閲覧、謄写した上で審判手続に立ち会つて、少年及び証人等に対する尋問、意見の陳述などをを行うことができるとなつております。

こういう検察官の活動を通じて、検察官閥と決定があつた事件における事実認定手続の一層の適正化が図られるものと考えております。

○糸数慶子君 閣与検察官の審判廷においてのその行動が、二番目の質問ですが、刑事事件の訴追者そして原告官のように感じられたと、感じた裁判官が相当数存在するということを指摘した文献がござりますが、谷垣大臣はこの指摘をどのように考えられるでしようか。

○政府参考人(林眞琴君) まず、今のように刑事事件の、検察官の閥与がなされた審判、その主宰とした裁判官において、当該検察官について刑事事件の訴追者あるいは原告官のように感じられたと、こういった意見があつたという指摘、これについては、アンケート結果の中の一部にそのような記載があつたということも私どもも承知しております。

もとより、この審判手続に出席する検察官といふのは、あくまでも家裁、家庭裁判所の手続主宰権に服しながら、審判手続に協力する形で閥与す

るものでありまして、もとより、刑事手続の訴追官、原告官の活動とはおのずから異なるんだと、このことが非常に重要なことでございまして、このようなことを十分にこの役割、これは限界でもあると思いますが、審判手続における検察官の限界も十分認識した上で審判手続に出席する必要があると思つております。

先ほどの指摘のアンケートについては、アンケート全体を見ますと、そういった指摘はごく少數にとどまっているものと私どもは理解しておりますけれども、いずれにしましても、今申し上げたように、この検察官関与における検察官の役割の十分な認識、そしてまたその限界も十分認識いた上で審判手続に出席するべく、そのような検察官に対するこの少年法の趣旨等の徹底に努めていく必要があると考えております。

○糸数慶子君　ありがとうございました。

私が先ほど申し上げましたのは、これ実は平成十六年の改正少年法の運用に関する研究というもののレポートの中に、検察官が関与した七十二人のうち、証人尋問がなされたのは四十件、これ五六・六%と報告されています。

今回、法制審では、例えばオレオレ詐欺等で証人尋問が必要な場合に、裁判所が尋問すると少年から不信感を抱かれる危惧があることが立法事実として述べられていますが、証人尋問が必要ではないのに検察官が関与している実態があるようすで、この運用的是正について配慮されるよう改めて要望したいというふうに思っています。先ほど、谷垣大臣におかれましては、私が質問の検察官の果たすべき役割と、それから少年審判における検察官の役割の違いについてそれぞれ丁寧に御答弁いただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、やはり裁判所が尋問すると、少年から不信感を抱かれる、危惧される面もあるということも指摘されておりますので、この是正の運用について配慮されるように改めて要請をしたいと思います。

それから、これまで検察官関与制度が限定的で運用されてきたということは、これ裏を返せば、少年審判に関与した経験のある検察官が少なく、ノウハウの継承や、それから反省すべき点はたくさんあるのではないかというふうに考えます。この点について、谷垣法務大臣の所見をお伺いいたします。

○政府参考人(林眞琴君) 委員御指摘のとおり、検察官関与決定の事件数、これまでは運用上は比較的の少數にとどまっています。そうしますと、実際には多くの検察官、少年審判に関与した経験を有していないというような実態がございます。そういうことでござりますので、なお一層検察官に対しましては、少年審判手続における、ほど来申し上げました検察官の役割と、またその限界と、また少年法の趣旨を十分に理解する、そういうふた上で少年審判に出席すべきであります。そのことから、今後とも、こういった刑事手続が異なる検察官関与制度の趣旨については十分に研修あるいは具体的な事件の決裁において上司からの指導というものを重ねていって、適切にこの検察官関与制度が運用できるよう努めていくものと承知しております。

○弔教慶子君 今御答弁ございましたけれども、検察官関与制度が是非生かされるように研修などよろしくお願いしたいと思います。

次に、少年に対する刑事処分に関する規定の直し関係についてお伺いをしたいと思います。

平成十六年の刑法改正において、有期刑の法定刑の上限を十五年から二十年に、加重した場合の有期刑の上限を二十年から三十年にそれぞれ改めた際には、少年法の刑事処分に関する規定の見直しへは行われませんでした。

そこでお伺いいたしますが、現行法の規定で適切な科刑ができるない悪質な事案は平成十六年の刑法改正以前には存在せず、それ以降に生じているという認識でしょうか。それとも、事案の性質が変化はないものの、量刑の評価自体がその後変化した際には、少年法の刑事処分に関する規定の見直しへは行われませんでした。

化しているという認識なのでしょうか。谷垣法務大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(谷垣禕一君) 過去の同種事例と比べて一般的に量刑が上昇しているかどうかと、これは実はなかなかかばんと言うのはちゅうちょを覚える難しいところでございまして、要するに、量刑が個別の事件における事情を踏まえて決せられるものであるわけでございますので、一概に申し上げることはなかなか難しいところであります。

もつとも、先ほどおつやつた平成十六年の刑法改正によりまして、成人に対する有期刑の上限が引き上げられたわけですね。そういうことから、その後、十五年を超える懲役刑が言い渡される割合は確かに増加しております。少年に対する刑についても、個別の事件における事情を踏まえて判断されているわけですから、直ちに全体的な量刑の上昇傾向があるため現行法の範囲内で適切な刑を言い渡すことができなくなつたと言いつつは難しいかなと思います。

○糸數慶子君 今回の少年に対する刑事処分に関する規定の見直しは、不定期刑の長期の上限を十年から十五年に、それから短期の上限を五年から十年に引き上げることが出発点となつていてます。現行の少年法では、処断刑の範囲の中で不定期刑の長期及び短期を定めるとされているところ、改正案では、短期については少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し、特に必要があるときは、処断刑の短期の二分の一及び長期と短期の幅の制限を下回らない範囲内で定めることができる」とされてています。

このような規定を設ける理由は何でしょうか。また、具体的にどのような場面に適用されることを想定しているのか。それぞれ法務省にお伺いいたします。

○政府参考人(林眞琴君) 少年に対する不定期刑は、長期についてはもとよりございますが、短期も刑でござりますので、基本的にはその処断刑の範囲内において決定されるべきものであります。

しかし、少年については、その可塑性から処刑の下限を下回る期間で更生が可能であり、かつ、またその行為責任の観点からもそのような期間において刑の執行を終了させることが許容される事案もあり得るところでございますところ、少年に対する刑については、成人に対する刑に比して教育が重視されることから、このような事案についてまで一律にその処断刑の範囲内において短期を定めなければならないとすることは相当ないと考えます。

その場合には、それでは酌量減輕というものを施せばいいのではないかということもあり得ますが、この酌量減輕となりますと、その行為責任、酌量減輕することによって行為責任の程度、また責任非難まで軽くなつたという誤った評価を行うことになること、また不定期刑の長期を決定するための処断刑についてまで短縮すればかえって適切な量刑をできなくなることから、これは相当地ないということになります。

そこで、今回のように、そのような新たに処断刑を下回ることができるというような規定を設けなければ、長期が処断刑の下限の方に定められる場合には短期を定めることができなくなつてしまふという事情がございます。したがいまして、今回、個別的な事情を考慮して処断刑を下回る期間を定めることができるという規定を置く必要があるということから、五十二条第二項を設けたがいまして、今まで短縮すればかえって適切な量刑をできなくなることから、これは相当地ないということになります。

そこで、どんな場合にこういつた処断刑を下回る短期を定めるような事案が想定されるのかといふこととしたものでございますが、例えば、その少年が自己的犯行を真に反省しているか、また更生意欲があるか、改善更生のための環境がどの程度整っているなどの事情でありますとか、あるいは処断刑の下限を下回る短期を定めることができるか、あるいは改善更生意欲を持たせることができるか、あるいは円滑な社会復帰に資するかどうか、そういう意味でのこの規定を適用することの効果、あるいは行為責任の観点から処断刑の下限を下回る短期を定

めることが許容されるかどうか、こういったことを総合的に考慮した上で必要な場合に処断刑を下回る短期を定めることができると、このように考

えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

次に、平成二十年改正少年法等に関する意見交換会に法務省が提出した少年に対する刑の執行状況という資料がございます。それを見ますと、昭和六十一年には不定期刑の短期が経過する前に仮釈放された割合が四一・一%でしたが、平成十三年には五・六%まで低下しております。これについて法務省の御見解を伺います。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

不定期刑受刑者の刑の執行率の問題だと思います。近時、年により多少変動ございますが、執行率が次第に高くなつてきているというのは認められます。

どのようなものについて仮釈放が許されるかといたことにつきましては、刑事施設における処遇を踏まえて、通常、刑事施設の長からの申出に基づいて準司法機関である地方更生保護委員会において個別具体的に判断されるべき事項でございます。

○糸数慶子君 今回のこの少年法改正が厳罰化であるとする新聞報道などに対し、谷垣法務大臣は、衆議院法務委員会におきまして、少年に対する科刑を一律に引き上げることを目的とはしない、また、より適切な科刑を可能とするこ

とが、そういつた種々の要因が影響しているのではないかというふうに推測しているところでござ

ります。ただ、十分考慮してそういうふうに判断するとか、そういうふうに推測しているところでござ

ります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

次に、衆議院法務委員会の参考人質疑を見ておりますと、刑の執行状況が長期化している原因について、二〇〇〇年の少年法改正による影響の可能性を指摘する意見も出されていますが、政府はどういうふうに分析しておられるのか、お伺いをいたしました。以前と比べて少年の質が変化し、改善更生が困難になつてているということなのでしょう

か。法務省の見解をお伺いします。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

今御答弁申し上げましたように、必ずしも明確な理由が、明らかな理由が分かるわけではないんです、例えば、その少年について、非常に複雑、難しい問題を抱えている少年がいて仮釈放にのせるまでの期間が長くなつているとか、それから家庭と少年とのきずながだんだん薄くなっています。そういう言ひ方を私はしております。

それで、今回ございますから、制度も少しずつ変化してきていることは事実でございます。

ただ、その中でやはり、先ほども申しましたけれども、少年、こういう言い方を私はしております。されども、少年、こういう言ひ方を私はしております。されども、罪にも染まりやすいけれども、罪から抜け出すことも割合、簡単と言うといけませんが、容易に、まだ人格形成途上であるのでそういうふうに答弁をしていました。

それでは、お尋ねの点について当局として確たることは、お尋ねの点について当局として確たることを申し上げることは困難ではあります、犯した罪が重大であることから仮釈放の申出までに相応の期間の施設内遇を要する事案とか、それから被害者を含む社会の感情等に慎重な配慮を要する事案が少なくないことなども影響しているのではないかというふうに推測しているところでござ

ります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

御決意を伺いまして、また次の質問に行きたい

と思います。角度を変えまして、沖縄における子供の貧困についてお伺いをしたいと思います。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が昨年の六月、百八十三回国会で成立をいたしました。

本年一月十七日に施行されて、四月四日に子ども貧困対策会議の第一回会議が開催されています。

ただ、確かに、大きな改正が例えれば平成十二年六月、百八十三回国会で成立をいたしました。

本年一月十七日に施行されて、四月四日に子ども貧困対策会議の第一回会議が開催されています。

これは七月を目途に大綱策定が図られるよう

です。これが、これによつて子供の貧困問題が解決に向かつて動き出すことと期待をしております。

ただ、沖縄県は、他の都道府県とはちょっと異なりまして、子供の貧困問題がより深刻で、その

ような状況が戦後ずっと続いております。それに

ついてちょっと報告をしながら質問をさせていた

だきたいと思います。

○糸数慶子君 山形大学の戸室准教授の研究によりますと、二〇〇七年度の数値ではありますが、全国の貧困率

起きますと、やはり少年法では足らないところがあるのではないかとかいろいろな議論が起きてまいりますね。あのときも、前にいわゆる酒鬼薔薇聖斗事件とかそういうものがございました。それから、幾つかどうも認定の中で必ずしも事実関係、少年の保護という点ではいろいろ考えたかも

されないけれども、事実関係の認定が不十分であつたのではないかと指摘されるようなことも起きてまいりまして平成十二年の法改正になつた。

それで、今回ございますから、制度も少しずつ

変化してきていることは事実でございます。

ただ、その中でやはり、先ほども申しましたけれども、少年、こういう言ひ方を私はしております。

それでは、お尋ねの点について当局として確たることは困難ではあります、犯した罪から抜け出すことも割合、簡単と言うといけませんが、容易に、まだ人格形成途上であるのでそういうふうに答弁をしていました。

それでは、お尋ねの点について当局として確たることは、お尋ねの点について当局として確たることは困難ではあります、犯した罪が重大であることから仮釈放の申出までに相応の期間の施設内遇を要する事案とか、それから被害者を含む社会の感情等に慎重な配慮を要する事案が少なくないことなども影響しているのではないかというふうに推測しているところでござ

ります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

御決意を伺いまして、また次の質問に行きたい

と思います。角度を変えまして、沖縄における子供の貧困についてお伺いをしたいと思います。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が昨年の六月、百八十三回国会で成立をいたしました。

本年一月十七日に施行されて、四月四日に子ども貧困対策会議の第一回会議が開催されています。

ただ、確かに、大きな改正が例えれば平成十二年六月、百八十三回国会で成立をいたしました。

本年一月十七日に施行されて、四月四日に子ども貧困対策会議の第一回会議が開催されています。

これは七月を目途に大綱策定が図られるよう

です。これが、これによつて子供の貧困問題が解決に向かつて動き出すことと期待をしております。

ただ、沖縄県は、他の都道府県とはちょっと異なりまして、子供の貧困問題がより深刻で、その

ような状況が戦後ずっと続いております。それに

ついてちょっと報告をしながら質問をさせていた

だきたいと思います。

○糸数慶子君 山形大学の戸室准教授の研究によりますと、二

が一四・四%だった頃、沖縄県は二九・三%と、全國に比べて約二倍となっています。また、ワーキングプアの割合が二〇・五%と、これ全国平均が六・七%の時代ですから三倍となつておりますて、この沖縄の貧困は構造的につくられた問題であり、これはさきの大戦で地上戦を体験した沖縄が経済的な部分でゼロから出発し、二十七年間の米国の占領、さらには復帰後も広大な土地を奪われて県民が狭隘な土地で第三次産業に従事するしかなかつたというその現実の側面から来ているものだというふうに思います。

一九七二年の日本復帰から四十年を経て、今累計で約十・二兆円が沖縄振興予算として費やされましたけれども、現時点においても、県民所得、それから失業率、大卒の初任給、全てが全国ワーストであります。加えて、沖縄県においては離婚率が高く、一人親家庭の数が大変多く、全国的にも一人親家庭の貧困がかなり問題視されております。沖縄においては更に困窮した状況にあることが容易に推察されることが多いですが、この貧困問題を一刻も早く解決することが県民の悲願であります。

そこで、沖縄振興局にお尋ねしたいのですが、これまで四十年以上にわたつて国の沖縄振興政策、予算が投入されて、格差のは正とそれから沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的にインフラ整備や産業振興が図られましたけれども、一人当たり県民所得については全く縮まつていません。はかばかしい成果が得られていないのが現実であります。

こうした現状についてどうお考えになるか、そしてまた、その原因がどういうことであり、今後どのような対策を取つていかれるおつもりなんか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（井上源三君）お答えをいたします。

昭和四十七年の沖縄の本土復帰以来、沖縄の振興開発のための諸施策を積極的に講じてきた結果、全国との社会資本整備水準の差が縮小すると

ともに、県内総生産や就業者数は全国を上回る伸びとなつてゐるところでございます。他方、一人キンプアの割合が二〇・五%と、これ全国平均が六・七%の時代ですから三倍となつておりますて、この沖縄の貧困は構造的につくられた問題であり、これはさきの大戦で地上戦を体験した沖縄が経済的な部分でゼロから出発し、二十七年間の米国の占領、さらには復帰後も広大な土地を奪われて県民が狭隘な土地で第三次産業に従事するしかなかつたというその現実の側面から来ているものだというふうに思います。

一九七二年の日本復帰から四十年を経て、今累計で約十・二兆円が沖縄振興予算として費やされましたけれども、現時点においても、県民所得、

それから失業率、大卒の初任給、全てが全国ワーストであります。加えて、沖縄県においては離婚

率が高く、一人親家庭の数が大変多く、全国的にも一人親家庭の貧困がかなり問題視されておりま

す。沖縄においては更に困窮した状況にあること

が容易に推察されることが多いですが、この貧困問題を一刻も早く解決することが県民の悲願であります。

そこで、沖縄振興局にお尋ねしたいのですが、

これまで四十年以上にわたつて国の沖縄振興政

策、予算が投入されて、格差のは正とそれから沖

縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的にイン

フラ整備や産業振興が図られましたけれども、一

人当たり県民所得については全く縮まつていませ

ん。はかばかしい成果が得られていないのが現実であります。

こうした現状についてどうお考えになるか、そ

してまた、その原因がどういうことであり、今後ど

どのような対策を取つていかれるおつもりなんか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（井上源三君）お答えをいたしま

す。

昭和四十七年の沖縄の本土復帰以来、沖縄の振興開発のための諸施策を積極的に講じてきた結果、全国との社会資本整備水準の差が縮小するとともに、県内総生産や就業者数は全国を上回る伸びとなつてゐるところでございます。他方、一人キンプアの割合が二〇・五%と、これ全国平均が六・七%の時代ですから三倍となつておりますて、この沖縄の貧困は構造的につくられた問題であり、これはさきの大戦で地上戦を体験した沖縄が経済的な部分でゼロから出発し、二十七年間の米国の占領、さらには復帰後も広大な土地を奪われて県民が狭隘な土地で第三次産業に従事するしかなかつたというその現実の側面から来ているものだというふうに思います。

一九七二年の日本復帰から四十年を経て、今累計で約十・二兆円が沖縄振興予算として費やされましたけれども、現時点においても、県民所得、それから失業率、大卒の初任給、全てが全国ワーストであります。加えて、沖縄県においては離婚率が高く、一人親家庭の数が大変多く、全国的にも一人親家庭の貧困がかなり問題視されております。沖縄においては更に困窮した状況にあることが容易に推察されることが多いですが、この貧困問題を一刻も早く解決することが県民の悲願であります。

そこで、沖縄振興局にお尋ねしたいのですが、これまで四十年以上にわたつて国の沖縄振興政策、予算が投入されて、格差のは正とそれから沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的にインフラ整備や産業振興が図られましたけれども、一人当たり県民所得については全く縮まつていません。はかばかしい成果が得られていないのが現実であります。

こうした現状についてどうお考えになるか、そしてまた、その原因がどういうことであり、今後ど

どのような対策を取つていかれるおつもりなんか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（井上源三君）お答えをいたします。

昭和四十七年の沖縄の本土復帰以来、沖縄の振興開発のための諸施策を積極的に講じてきた結果、全国との社会資本整備水準の差が縮小するとともに、県内総生産や就業者数は全国を上回る伸びとなつてゐるところでございます。他方、一人キンプアの割合が二〇・五%と、これ全国平均が六・七%の時代ですから三倍となつておりますて、この沖縄の貧困は構造的につくられた問題であり、これはさきの大戦で地上戦を体験した沖縄が経済的な部分でゼロから出発し、二十七年間の米国の占領、さらには復帰後も広大な土地を奪われて県民が狭隘な土地で第三次産業に従事するしかなかつたというその現実の側面から来ているものだというふうに思います。

一九七二年の日本復帰から四十年を経て、今累計で約十・二兆円が沖縄振興予算として費やされましたけれども、現時点においても、県民所得、それから失業率、大卒の初任給、全てが全国ワーストであります。加えて、沖縄県においては離婚率が高く、一人親家庭の数が大変多く、全国的にも一人親家庭の貧困がかなり問題視されております。沖縄においては更に困窮した状況にあることが容易に推察されることが多いですが、この貧困問題を一刻も早く解決することが県民の悲願であります。

そこで、沖縄振興局にお尋ねしたいのですが、これまで四十年以上にわたつて国の沖縄振興政策、予算が投入されて、格差のは正とそれから沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的にインフラ整備や産業振興が図られましたけれども、一人当たり県民所得については全く縮まつていません。はかばかしい成果が得られていないのが現実であります。

こうした現状についてどうお考えになるか、そしてまた、その原因がどういうことであり、今後ど

どのような対策を取つていかれるおつもりなんか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（井上源三君）お答えをいたします。

昭和四十七年の沖縄の本土復帰以来、沖縄の振興開発のための諸施策を積極的に講じてきた結果、全国との社会資本整備水準の差が縮小するとともに、県内総生産や就業者数は全国を上回る伸びとなつてゐるところでございます。他方、一人キンプアの割合が二〇・五%と、これ全国平均が六・七%の時代ですから三倍となつておりますて、この沖縄の貧困は構造的につくられた問題であり、これはさきの大戦で地上戦を体験した沖縄が経済的な部分でゼロから出発し、二十七年間の米国の占領、さらには復帰後も広大な土地を奪われて県民が狭隘な土地で第三次産業に従事するしかなかつたというその現実の側面から来ているものだというふうに思います。

一九七二年の日本復帰から四十年を経て、今累計で約十・二兆円が沖縄振興予算として費やされましたけれども、現時点においても、県民所得、それから失業率、大卒の初任給、全てが全国ワーストであります。加えて、沖縄県においては離婚率が高く、一人親家庭の数が大変多く、全国的にも一人親家庭の貧困がかなり問題視されております。沖縄においては更に困窮した状況にあることが容易に推察されることが多いですが、この貧困問題を一刻も早く解決することが県民の悲願であります。

そこで、沖縄振興局にお尋ねしたいのですが、これまで四十年以上にわたつて国の沖縄振興政策、予算が投入されて、格差のは正とそれから沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的にインフラ整備や産業振興が図られましたけれども、一人当たり県民所得については全く縮まつていません。はかばかしい成果が得られていないのが現実であります。

こうした現状についてどうお考えになるか、そしてまた、その原因がどういうことであり、今後ど

盟で採択されて九十周年に当たります。また、四月十四日には子どもの権利条約新議定書が国際的に発効する節目の年でもあります。

新議定書、いわゆる個人通報制度がなかつたのは九つの主な人権条約のうち子どもの権利条約だけでしたが、日本を含む五十一か国が共同提案国となつていて、二〇一一年六月に人権理事会に提案されました。同年十二月の国連総会において全会一致で採択されました。四月七日現在、四十五か国が署名をしておりますけれども、日本は、共同提案をしながら、いまだに署名はしておりません。女性差別撤廃条約や人権規約など他の人権条約の個人通報制度と一括で加盟を検討しているために、ハードルが高くなつてているのではないかと思ひます。

これはNGOサイドから一括で加盟を求められたことはないようですが、なぜ一括での検討がされて加盟が実現しないのか、また個人通報制度の検討はいつから始まつて、今後どのような結論を出されるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田滝雄君) お答え申し上げます。

まず、御指摘の児童権利条約第三議定書でございますが、これにつきましては、御指摘のところ、児童の権利の保護、促進に資することを期待して日本政府としては決議の共同提案国となつたわけでございます。また、その他、御指摘のところ、各人権関係の条約にはこれで全て個人通報制度ができております。

これらの諸条約につきましては、政府といたしましては、個人通報制度関係省庁研究会を開催し、外務省、法務省の協力の下、内閣府、文科省、厚生省、農水省、経済産業省、防衛省等関係省庁に集まつていただきて現在検討を重ねております。今年一月にも、東大の岩澤先生においていただきまして検討会を開催したところでございます。

御指摘のとおり、これらの諸条約は一括加入の義務があるわけではありませんので、個別に

入つてはどうかという御指摘があることは十分承知しております。そういうことも加味しながら検討しておりますが、他方で、我が国の司法制度や

立法政策との関係では、いずれの議定書、またいざれの条約も様々な検討課題が残つております。引き続き関係省庁とともに真剣に検討してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 これ、具体的にはいつから検討されているでしょうか。検討されて何年目になつているんでしょうか。

○政府参考人(山田滝雄君) お答え申し上げます。

以前、研究会は外務、法務二省庁だけで開催していました。ただ、やはりこれはより政府全体としての検討が必要ということでございまして、平成十七年十二月からは、この研究会を改組し、幅広く関係省庁に参加を呼びかけてきているところです。

○糸数慶子君 私は、いつから実際に検討が始まつたかということをお伺いしたわけですけれども。

私が調べたところによりますと、実は検討が始まってからもう三十年もたつてているということな

りますが、このようにして時間を掛けて各省庁一緒にになって検討するといふふうに、一括で検討するというふうにおっしゃつていて、それで検討するといふふうに思つてます。

今、国連からも、そして地元日本のNGOからも、一括で加盟をするとなかなかそのハードルが高くて進まないということを言われているというふうに思います。ですから、できるところから是非検討していただきたいというふうに思います。

女子差別撤廃条約の選択議定書については、二〇〇九年の第六回政府報告審査を前に、自民党の女性に関する特別委員会で選択議定書の批准に向けた議論が活発に行われ、提言がまとめられました

た。残念ながら決定には至つておりませんでしたが、谷垣大臣は当時賛成であつたと伺つております。

大臣、改めて、この個人通報制度の批准に向けた御決意をお伺いいたします。

○國務大臣(谷垣禎一君) 自民党の中で今先生のおつしやつた検討をしたのは私どもが野党の頃であつたと思いますが、余り個々のことはよく記憶していないのですが、この今の個人通報制度ですね、条約をきちっと実効ある体制にしていくこと

が、現実にじや國の制度とどう調和させていくかというと、相当難しいところがあるということは私否定し難いと思っております。

例えば、一応法的な効力はないとされているんでも、いかない場合が出てくると思うんですね。そうしますと、国内の確定判決と異なる内容の見解が出てきたとか、あるいは裁判係属中の事件について、今裁判をやつしているのにこういうふうにせよというのが出てきたりというようなことで、これはなかなか日本の制度と合わせていくのは難しいなどというふうに、私、トータルに検討していくわけはありませんが、そういうところはそのように感じます。

したがいまして、先ほど外務省から御答弁がありましたが、相当きちっと詰めて検討しないとなるかなか難しいのかなというふうに思つております。

○糸数慶子君 先ほども申し上げましたけれども、やはり国連の方からも度々勧告されている問題でございます。是非具体的に検討して、やはり先進国としての状況を、是非世界に向けた状況で知させていただきたい、それを実行していただきたいということを強く要望したいと思います。

質疑に關しては、あと三問ほど用意しておりますけれども、私の時間も来ておりますので、残りに関しましては、せつかくお越しいただきましたけれども、一般質問のときにまた質疑をさせてい

ただきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(荒木清寛君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(荒木清寛君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、森まさこさんが委員を辞任され、その補欠として吉川ゆうみさんが選任されました。

○委員長(荒木清寛君) これより討論に入ります。

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、少年法一部改正案に反対の討論を行います。

本法案の少年審判における国選付添人制度の拡大は当然の方向です。さらに、虞犯、そして全ての身柄拘束事件への拡大、権利としての付添人保障へ前進させることを強く求めるものです。

しかしながら、検察官閥導入を始めとした二〇〇〇年改定以降、我が国少年法は、国連子ども権利委員会からも、子どもの権利条約の原則及び規定と適合しないと、度重なる厳しい指摘を受けるようになりました。

本法案は、これまで殺人、強盗など重大事件に限定していた少年審判への検察官閥導入を、年法の保護主義の理念を壊しかねないのです。

適正な事実認定のためといいますが、その必要性を基礎付ける立法事実は示されたとは言えません。逆に、検察官の閥導は事実の精査につながらないと参考人からも指摘をされました。既に、検察官が訴追官的、糾問的に詰問した事例、要保護

性審理にまで立ち会つた事例、手続の主宰者たる裁判官の協力者といひながら、抗告受理申立てを濫用し、著しく少年の権利を侵害した事案が現れ、その下で冤罪も報告されていますが、それらは元来、国家刑罰権の実現を職責とする検察官が少年審判に関与すること自体の矛盾の現れというべきです。適正な事実認定には、何より警察、検察における少年捜査の全過程の可視化こそ実施されなければなりません。

少年の不定期刑や緩和刑の上限引き上げは、少年の可塑性、情操の保護の必要性などに鑑みた不定期刑の理念を損ない、厳罰化を強めるものです。それは、少年の改善更生、社会復帰をますます困難にすることが懸念されます。

厳罰化ではなく、一〇〇〇年改定以降の運用実態を徹底して検証し、国際基準にのつとつた少年司法の実現を強く求めて、反対討論を終わります。

○委員長(荒木清寛君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

少年法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(荒木清寛君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小川君から発言を認められておりますので、これを許します。小川敏夫君。

○小川敏夫君 私は、ただいま可決されました少年法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党及び生活の党の各派並びに各派に属しない議員系数慶子君の共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

少年法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当た

り、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 少年審判において付添人が果たす役割の重要性及び児童の権利に関する条約の趣旨に鑑み、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大に適切に対応するため、刑事裁判と異なる少年審判の特質を理解した弁護士が国選付添人に選任されるよう同制度の趣旨について司法関係者に周知徹底を図り、適正な運用が行われるよう留意すること。

二 検察官関与制度の趣旨が事実認定手続の適正化にあることに鑑み、改正後の同制度が少年法の理念にのつとつて適正に運用されるよう、十分配意すること。また、少年審判に関与させる検察官について、少年の心理及び審判の特質に関する理解を深めさせること。

三 少年に對する刑事処分に関する規定の見直しの目的は、言い渡す刑を一律に引き上げることではなく、少年法の理念の下でより適切な科刑を可能とすることであることについて、周知徹底を図ること。

四 少年院における矯正教育及び少年刑務所における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが連続性を持つて行われ、仮退院又は仮釈放の運用が一層適正に行われるよう、少年に對する支援の充実について検討を行うこと。

五 平成二十年の少年法改正後の諸制度の施行状況をも踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の

一層の保護を図るためにの施策について引き続き検討を行うこと。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(荒木清寛君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(荒木清寛君) 全会一致と認めます。

○國務大臣(谷垣禎一君) よって、小川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、谷垣法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。谷垣法務大臣。

○國務大臣(谷垣禎一君) ただいま可決されました少年法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所に係る附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えないと存じます。

○委員長(荒木清寛君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

平成二十六年四月二十四日印刷

平成二十六年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K